

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

(12 月 5 日)
(第 12 号)

平成23年第3回

三重県議会定例会会議録

第12号

平成23年12月5日(月曜日)

議事日程(第12号)

平成23年12月5日(月)午前10時開議

- 第1 県政に対する質問
〔一般質問〕
- 第2 議案第77号から議案第79号まで
〔質疑、委員会付託〕

会議に付した事件

- 日程第1 県政に対する質問
- 日程第2 議案第77号から議案第79号まで

会議に出欠席の議員氏名

出席議員	50名		
1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	栗野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊

10	番	中	西	勇
11	番	濱	井	初男
12	番	吉	川	新
13	番	長	田	隆尚
14	番	津	村	衛
15	番	森	野	真治
16	番	水	谷	正美
17	番	杉	本	熊野
18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	村	林	聡
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
27	番	辻		三千宣
28	番	笹	井	健司
29	番	稻	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	館		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	竹	上	真人
36	番	青	木	謙順
37	番	中	森	博文

39	番	水谷	隆
40	番	日沖	正信
41	番	前田	剛志
43	番	舟橋	裕幸
44	番	三谷	哲央
45	番	中村	進一
46	番	岩田	隆嘉
47	番	貝増	吉郎
48	番	山本	勝
49	番	永田	正巳
50	番	山本	教和
51	番	西場	信行
52	番	中川	正美
欠席議員 1名			
38	番	前野	和美
(42	番	欠	番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長	林	敏一
書記(事務局次長)	神戸	保幸
書記(議事課長)	原田	孝夫
書記(企画法務課長)	野口	幸彦
書記(議事課副課長)	山本	秀典
書記(議事課副課長)	藤野	久美子
書記(議事課主幹)	加藤	元

会議に出席した説明員の職氏名

知事	鈴木	英敬
----	----	----

副 知 事
副 知 事
政 策 部 長
総 務 部 長
防災危機管理部長
生活・文化部長
健康福祉部長
環境森林部長
農水商工部長
県土整備部長
政 策 部 理 事
政 策 部 理 事
健康福祉部理事
健康福祉部こども局長
環境森林部理事
農水商工部理事
農水商工部観光局長
県土整備部理事
企 業 庁 長
病院事業庁長
会計管理者兼出納局長

教育委員会委員
教 育 長

公安委員会委員
警 察 本 部 長

安 田 敏 春
江 畑 賢 治
小 林 清 人
植 田 隆
大 林 清
北 岡 寛 之
山 口 和 夫
辰 己 清 和
渡 邊 信一郎
北 川 貴 志
梶 田 郁 郎
藤 本 和 弘
稲 垣 清 文
太 田 栄 子
岡 本 道 和
山 川 進
長 野 守
廣 田 実
東 地 隆 司
南 清
山 本 浩 和

岩 崎 恭 典
真 伏 秀 樹

谷 川 憲 三
斉 藤 実

代表監査委員 植田 十志夫
監査委員事務局長 長谷川 智雄

人事委員会委員長 飯田 俊司
人事委員会事務局長 堀木 稔生

選挙管理委員会委員 沓掛 和男

労働委員会事務局長 小林 正夫

午前10時0分開議

開 議

議長（山本教和） ただいまから本日の会議を開きます。

質 問

議長（山本教和） 日程第1、県政に対する質問を行います。

通告がありますので、順次、発言を許します。49番 永田正巳議員。

〔49番 永田正巳議員登壇・拍手〕

49番（永田正巳） 皆さん、おはようございます。

ちょっと私も4日前から風邪を引いてしまいまして、体調がようないんですわ、吹き出物が出たりなんかして。だけれども、せっかくのチャンスでございますので、しっかりと、今日は元気よくやらさせていただきますので、どうぞひとつ、よろしく願いいたします。

また、一つお礼を申さななりません。昨日のみえ地震対策の日シンポジウムで、私のひざ元の団体が3団体、防災大賞と、それから防災奨励賞を受賞することができました。本当に、昨日はありがとうございました。ありがとうございました。非常に皆さん喜んで、これからもやる気満々であるようで

ございますので、ひとつよろしくお願いたします。

それでは、順に質問させていただきます。

まず、鈴木知事の世相観なんですが、これはもう、私、野呂知事のと時からずっと申し上げてきたこととございますし、鈴木知事は実は初めてでございますので、あえてちょっと時間をとってでもこのことについては申し上げておかなきゃならないと思いましたので、これについて知事の思いを一つお聞きしておきたいと、こう思います。

それは、毎日のように、マスコミをにぎわせたり、尊い人命が失われるという、そういう事件、あるいはまた、人間としてはやってはならない、どうしてそんなことをやらなならんのかというような行動が、いわゆる規範意識の本当の低下、あるいは日本人が古来よりはぐくんでまいりました道徳心、非常に欠如した場面を私はよく目にするわけとございますが、表現は非常に悪いかもわかりませんが、どうしてこんなていたらくな社会になってしまったんだろうと、このような思いでいっぱいあります。

私もつい先日、実は71回目の誕生日を迎えさせていただきまして、皆さんからちょっとお祝いの電話もいただくんですが、何でだろうと、このままではいかなんという思いで実はいっぱいであるわけとあります。

この世に生をうけて今を生きる人間としてやらなきゃならない責務って何なんだろうと、こう思うときに、つまるところ、つまるところですよ、将来世代にどう引き継ぐかであり、このままでは到底我々の責務は果たし得ないというふうな思いでいっぱいなんです。

そういうときに、ここで、新しい、就任された鈴木県政のこの問題についての思いを一遍聞かせていただきたい、そういうこととございますので、どうぞひとつ、よろしくお願いたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 御質問いただきました世相観ということとありますけれども、昨今の日本社会は、厳しい雇用・経済情勢の中で、後を絶たない児童虐待や凶悪犯罪、公的年金や医療保険等の社会保障制度のひずみなどにより、

国民の皆さんの間で将来への不安や閉塞感が強まり、夢や希望を持つことが難しくなっているとされており、

そうした中で東日本大震災が発生し、我が国は未曾有の国難に直面することとなりました。多くの日本人が、被災地の方々の、互いに支え合いながら復旧、復興に懸命に取り組む姿を目の当たりにし、家族や地域のきずなの大切さを再認識するとともに、日本の再生に向け、国民が心を一つにして頑張らなければならないと強く感じたと思います。

また、危機的な状況の中での、被災された方々の忍耐強い行動や高い規範意識に対して、海外から称賛の声が寄せられたこともありました。大震災を契機に、一人ひとりの生き方や社会のあり方の根本からの見直しが迫られることになったと認識しています。

また、紀伊半島大水害で現地に入った際に、紀宝町の災害ボランティアセンターにおいて、東日本大震災で甚大な被害を受けた宮城県南三陸町から駆けつけてくれたボランティアの方々にお会いし、人と人とのつながり、きずなのすばらしさを改めて感じました。

我が国は今なお様々な困難に直面しておりますが、私は、こうしたきずなや支え合いの心、高い規範意識を大切に、議員が常々おっしゃっていることでありますけれども、そういうものを世代を超えてしっかりと引き継いでいくことがとても重要だと考えております。

世相ということでは、人々の人心に大きな影響を与えるのは経済状況でもあると思います。特に、行き過ぎた、あるいは実体のないマネーゲームとか、拝金主義みたいな、そういうものが横行することで、その結果、お金が過剰な流動性を生んだりして、バブル形成からバブル崩壊、あるいはサブプライムローンからリーマンショックというようなことも引き起こしてきたんじゃないかなというふうに思っております。

それによって景気が大きく落ち込んで、人々の心がすさんでいたり、あるいは格差が生まれていたりもしている、そういう面は否定できないというふうに思っています。

そういう意味で、経済においても、まさに議員が置いていただいている二宮尊徳の道徳経済一元論、経済のない道徳は寝言であり、道徳のない経済は罪悪であると、そういうようなことは非常に私も共感しますし、現代においても経済においてそういう考え方というのが非常に重要であるというふうに私も考えております。

〔49番 永田正巳議員登壇〕

49番（永田正巳） ありがとうございます。

お考えとしては私も非常に同感できるところがございまして、きちっとした知事の考え、思いを聞かせていただいて、ほっとした、このような思いに今おります。

ただ、ここで一つ、非常に思うのは、ニューヨークタイムズがこんなこと言ったんですね。これは新聞の記事ですので、どこまで本当かどうか、それは別にして、日本のことを、かつては経済大国を誇っていた日本であるが、今や恐れるに足らない国にさま変わりしたと、こういうようなことを、実はニューヨークタイムズが言ったんですってね。やっぱり、それなりに私は、外国が日本に対して評価をしてしまったのかなと非常に寂しい思いであったわけであります。

したがって、私たちは今、戦後66年、いま一度、原点に返って、あるべき本来の姿を追求して再生していくことが私たちに課せられた役割ではなからうかと、このように思う今日このごろでもございます。

さて、今日はもう一つ、この問題を議論するに当たりましては、やっぱり総力戦じゃないかと、総力戦。したがって、なぜかという、この議会では学校教育の問題が出る、これはやむを得ないことと思うんですが、やっぱり地域社会であり、家庭であり、学校である、こういうことであるわけですが、今日はこの議会でございますので、ちょっと学校に関することについてお伺いしておきたいと思うわけであります。

そこで、二宮金次郎思想なんですが、私たちの若いころ、子どものころなんですが、小学校時代は各学校に、正門前に二宮尊徳像が据えられておって、

そして、私たちが学校に登校すると、それに一礼をして入ったものです。残念ながら今、私もちょっと調べてみましたが、四日市市内の学校を見ますと、40校あるんですが、二宮尊徳像があるのは4校なんです。しかも、校門じゃなくて、何か片隅に行っちゃっているんです。そういうようなことを思いますと、これはいかがかなと思っておるわけですが、さて、道德教育の問題、これ、教育長に、今、道德教育についてどのような現状になっておるのか、一遍御報告いただければと思います。お願いいたします。

教育長（真伏秀樹） 道德教育の現状ということでございますけれども、今、特に地域の大人との交流ですとか、それから、年齢の異なる集団での体験活動というのが大変減少もしてきておる中では、どうしても、人間関係の希薄化ですとか、他人を思う心ですとか、善悪の判断とかいったような形の子どもたちの規範意識が大変薄れてきているのかなという現状にあるのは十分認識をいたしておるところでございます。

こうした中で、それぞれの小・中学校におきましては、例えば教材といたしまして、心のノートですとか、そういうものを、それから、あと、それぞれの学校ですとか市町の教育委員会なんかで独自につくられた教材なんかを活用していただいて、いろんな形での子どもたちの道徳性が養われるような形の指導がされているというふうに認識はいたしております。

それで、また、高校のほうでも、公民科ですとか、それから総合学習の時間などを活用いたしまして、また、特別活動なんかも使いながら、道德教育の全体計画というのを作りながら体系的な教育をしているというふうに認識をいたしております。

例えば心のノートのほうでございますけれども、今の活用状況等を見ますと、小・中学校では、これは平成20年度の数字でございますけれども、小学校では100%の活用、それから、中学校におきましても99.4%活用されているという状況でございます。

こうした中で、心のノートでは、いろんな形での事例等を取り上げた中で、主には四つのところを中心にやられているというふうに考えております。

一つは、生活習慣ですとか、それから責任ある行動といった自分自身のあり方、それから生き方に関する事。それと、二つ目といたしましては、礼儀とか助け合いなどの、他人とのかかわりに関する事。三つ目には、自然愛護ですとか生命の尊重といった、自然とか崇高なものにかかわること。それと、四つ目でございますけれども、決まりを守ることや郷土愛などの集団や社会に係ること。こういうことを中心にいろんな形での取り上げがされているところでございます。

これからも、市町の教育委員会、それと、先ほど御指摘にもございましたように、家庭ですとか地域ともしっかり連携をしながら、子どもたちの規範意識、豊かな人間性をはぐくんでいくような道徳教育について充実していきたいというふうに考えております。

〔49番 永田正巳議員登壇〕

49番（永田正巳） どうもありがとうございました。

まあまあ、道徳教育あるいは心のノートのことをおっしゃられましたね。現実、私も学校なんかに参加して、このことについて現状をお伺いするんですが、今の答弁で、実態はどうもちょっとかけ離れているような現象もあるようです。これ、この間も津田議員が前会議でも言っておられましたけれども、そこら辺が、一応、そういう方針で貫いてずっとやられているんですけど、実態がどうも私はそのようにはなっていないというのをつかんでおるんですが、そこら辺をもう少し、もう時間もございませんので、さらに一層、現場に出向くなり、あるいはそういった実態を把握するなりして、三重県政としてもっとこの問題についてしっかりと学校教育の中でやってほしいという、これはもう要望です。本当にもう少しきちっとやっていただきたいと、こう思います。

じゃ、このことについてはもうこれでやめますが、次の三重県版の県政の推進についてに移りますが、私が常々ずっと言っていましたのは、確かにいろんな政策ですとやって、皆さん一生懸命やっていまする三重県政でございますので、それはそれといたしまして、やっぱり三重県は三重県

版の三重県政をここに来て求めていく、まさに地方分権、三重県版をやっぱり推進すべきだと、こういうふうにしてなりません。

そんなときに、今一番大事なことをここで取り上げてみたわけですが、特に農政であり、少子化であり、総合特区とあと統合医療、まだまだ項目としてはもっと私は盛りたいんですが、時間もございませんのでこれだけにしたわけですが、やっぱり農政におきましては、まさしく今、本当に転換期だと思うんですよ、これ。ＴＰＰの問題、そういったいろんな世界の状況、流れ、あるいは日本の置かれた農政の問題、三重県の置かれた農政の問題を思うと、私は今が一番本当に転換期だと。

ちょっとパネルを、農業の問題。(パネルを示す)これを見てもらえばわかりますとおり、だんだんと三重県の農業の現状はこのとおりですわ。見てもらったとおり。これをどうするべきかということを、鈴木県政、今方向づけすべきだと、こういうふうな思いでいっぱいあります。

これ、私も担当の常任委員会にありますので、その常任委員会でまた議論することにしますが、今日は鈴木知事の農業に対する考え方をしっかり一遍この議場でもって聞きたい、こう思って、あえて通告をさせていただきました。

ＴＰＰの参加に向けて各国との協議を表明したわけですが、いよいよ農業政策も非常に転換期であって、農林水産省の試算によれば、国内農業生産が４兆１０００億円減少し、食料自給率も４０％から１４％、就業機会が３４０万人減少すると、こんなような試算が出されておる。

しかも、三重県の一番最大の関心事であります、米につきましては、新潟のコシヒカリ、有機米など、こだわった米以外は安心外国産米に置きかわってしまって、生産量の約１０％のみ残ると、こんなような試算も実はあるわけです。そんなようなことを考えますと、三重県の農政ってどうなっていくんだと、本当に寂しい思いでいっぱいなんですわ。

しかしながら、前からもこういう情勢であったことは事実なんです、集落営農の推進とかによる生産性向上とか、地産地消の推進による県内需要の

拡大とか、あるいはまた、三重県らしい施策を推進してくれてもおります。確かに一定の成果は出ておられると思われるわけではありますが、今後は、これからは、さらに一層、三重県農政としてどう方向づけていくと、ありようを今きちっとすべきだと。言うなれば、私、前からも言うておりますが、こういうときこそピンチをチャンスにして、三重県農政を一掃きちっと方向づけすべき時期やと思っています。それが三重県農業の幸福につながっていくのではないのでしょうか。

そういうことを思い、今ここでもう一度、知事のしかとした農業に対する考え方をお聞かせいただきたいと、こう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 県として特色ある農政、その展開に関する御質問でございますが、本県の農業は水田農業が7割を超え、兼業農家も多く、平野部から中山間地域まで多様に展開されており、競争力のある産業としての再構築が求められている一方、中山間地域等では、地域を支える産業として、農業の持続力が課題となっております。

これからの取組でありますけれども、そういう状況を踏まえまして、消費者等の多様なニーズに対応した産品やサービスが提供できる風土づくりを目指し、新たなビジネスに挑戦する意欲の醸成、ブランド化、農商工連携、さらには産学官を結集した新たな食の研究クラスター形成等を、みえの食を拓く「フード・イノベーション」プロジェクトとして、重点的に進めてまいります。

また、中山間地域等において農業を持続していく上で大きな課題となっている獣害対策については、新たに、獣肉活用、ジビエ料理の観点も加え、選択・集中プログラムでしっかりと対応してまいりたいと考えております。

さらに、地域の多様な主体による、農地、水路、それを取り巻く自然環境の自発的な保全活動を積極的に促進するだけでなく、こうした資源や地域の伝統を活用した集客交流や商品開発などを進める新しい地域ビジネス、田舎

ビジネスともいいますが、そういうものの定着も図っていきたくて考えております。

このような取組により生み出された産品やサービスを、三重県営業本部の本部長である私が先頭に立って、戦略的に県内外、さらには海外にまで営業活動、情報発信を行うことで、消費者等に信頼される、売れてもうかる三重の農業とともに、持続力のある地域農業、これらの実現につなげてまいりたいと考えております。

〔49番 永田正巳議員登壇〕

49番（永田正巳） ありがとうございます。

知事の農業政策についてはかなり、三重県政に携わられてからあちこちらと現場に出向かれていろいろとおやりいただき、これは大変私も好感を持って見ておるわけであります。本当に御苦労さま。もう少し、ひとつ何とか、この農政を、今の農政を打開するために、どうあらなければならないかという、基本的なビジョンをしっかりとこれから打ち立てていただきたい。

これは、国の農政の問題は確かにいろいろとやっていますが、やっぱり三重県独自の、三重県の置かれた農業の状況、あるいは耕地の問題、いろいろとあるじゃないですか。それは、全国的に見て国はやりますけれども、やっぱり三重県は三重県なりの置かれた条件があるわけですから、その条件の中に、じゃ、どうするかということが今一番求められるときだと思しますので、ひとつ真剣にこの問題については取り組んでいただくということにさせていただきたいと思しますので、よろしく願いをいたします。

次の少子化でございます。

少子化については、私の県会議員として一貫して取り組んできた問題であります。これは、このままでは、冒頭申し上げましたように、将来世代にどう引き継ぐかということを考えましたときに、本当に大変な問題であると私は思っています。事の根幹は、私はここにあると思うんです。

したがって、この少子化については、やっぱり三重県は三重県なりの一つの施策を推進することによって何とか少子化に歯どめをかけて、そして上昇

トレンドに持っていくということは、もう幾度となくこの議場でも申し上げてまいりました。

鈴木知事も就任されて、この問題については一遍ぜひ真剣に考えていただきたいということから、私は通告もさせていただいたわけであります。

まず、出生数でございますが、第1次ベビーブームの時代には約270万人だったんですね。第2次ベビーブームになってからは、これは大分落ちてまして200万人1年間に生まれてまいりましたが、これが2010年になりますと107万人になっているんです。20年後には70万人しか生まれえないということにも言われておるわけです。

また、昨年の合計特殊出生率は1.34なんです。普通、適正なる特殊出生率は、人口構成を保っていく出生率は2.08だと思っんですよ。それが1.3なの。それで、最低であった平成17年の1.26から多少回復はしてきたんです。

ここで非常に明るいニュースが飛び出してきたんですね。ちょっと、パネルを一つ、お願いします。(パネルを示す)それは、僕はちょっとうれしかったんです。非常にうれしかった。平成22年で見てください。全国平均を上回っているんですね。今までを全部見てください。全国平均、ちょっと上がっていますけど、まあ、やっぱり全国平均並みに来た。平成22年、これ、1.51になっているんですね。これは本当にうれしい数字ですね。本当にありがたい。

これはもう、関係当局がこの問題については一生懸命に取り組んでいてくださって、今日この数字ができたんだと思います。本当に感謝を申し上げる次第でございます。ありがとうございます。まだまだ1.51、これをどう上昇トレンドに引き継いで持っていくか、こういうことに尽きるかと思っんですね。

これはいろいろと政策もあると思うんですが、ちょっと歴史的なことを申し上げて恐縮なんですけど、県議会では平成16年から19年度、少子化や子育てに関する特別委員会、この問題については非常に危機感を持っておりました関係で、特別委員会をずっとつくってきたんですね。私も必ず参加をしてま

いりました。

しかしながら、どうもその後の取組については、私は、余り活発に取り組まれておることにはならないんじゃないかと。あのような特別委員会をつくっているのとやっているときが一番花だったのかな。何かちょっとこのごろ後退しているように思えてなりません。

そう考えますと、来年の組織改正ではこども局をこども・家庭局ということにさせていただき、ある意味じゃ、これについての解決策についてかなり力を注いでもらっているのかなという思いもしております。

ただ、みえ県民力ビジョン、あれを見させていただきますと、人口の減少がこうなるということは半ページぐらいで書かれてあります。しかし、この減少を食いとめてこう持っていくんだという施策がどうも手薄のようであります。違いますか。

ここでもう一遍、このことについては、本当に少子化について三重県政としては危機意識を持って、事の重要性を理解して、そしてやらなきゃならないという姿勢を、まさしくあの、みえ県民力ビジョンで示していただきたい。これが私の願いです。

これについて、いかがでしょうか。答弁を求めます。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 少子化対策についての御質問でございますが、先ほど議員から御指摘いただいた1.51、これは、今現状では全国19位という状況でありますけれども、少子化全体の大きな要因というものについては、結婚、恋愛、そういうものについての若者の価値観の変容、不安定な雇用や低所得化による経済的な不安を背景にした晩婚化、未婚化の進行が指摘されています。

例えば、全国の数字でありますけれども、生涯未婚率、一生ずっと結婚しないというのでは、男性では、1975年、昭和50年のときには2.12%だったんですけれども、2005年では男性で実に15.96%の人が生涯未婚だというデータも出ています。

一方で、東日本大震災を契機に、いろんな民間会社の調査によると、家族

のきずなや身近な人々とのきずな、これが今まで以上に大切だというふう
に考えている人も増えてきているようであります。

結婚を望む若者が安心して家庭を築き、子どもを豊かに育てることができ
る環境を整えることは、社会全体で取り組むべき重要な課題であると認識し
ております。そのため、みえ県民力ビジョンでは、若者が結婚や子どもを持
つことなども含めて、自分の将来を見通せるよう、若者の自立支援を含めた
雇用環境の整備に積極的に取り組むこととしています。

さらに、社会全体に家族の大切さを御理解いただけるような雰囲気づくり
も重要であり、企業等に対する働きかけや家族のきずなを深める取組を行っ
ていきたいと考えております。

そのほか、既婚の夫婦においても、子育てに対する経済的な負担感や仕事
と子育ての両立の困難さなどといった理由で、理想とする人数の子どもを持
ちにくくなっているという状況もあらわれております。こうした子育ての二
ーズに対応するため県においても、だれもが妊娠、出産できるような体制づ
くり、子どもが豊かに育つ環境づくり、仕事と生活の調和に向けた取組の促
進など、多様な施策を総合的に実施していきたいと考えております。

特に、子育てに係る経済的負担の軽減策の一つとして、子どもの医療費助
成の拡充について、実現に向け、しっかりと取り組んでいきたいと考えてお
ります。

〔49番 永田正巳議員登壇〕

49番（永田正巳） ありがとうございます。

どうも、まあまあ、これまでの取組をひとつ継続してということに相なっ
ておるようでございますが、ただ、それでも上昇トレンドになってきたじゃ
ないかということでは私は一応可としますが、これじゃいけないと、そこで
一つ三重県版の対策を確立すべきだと、これが今日の私の質問の趣旨です。
それにはどうするかということになってくると思うんですが、そこまではま
だ、今日のところは議論を進めることはしないでおきます。

ただ、一つの例を挙げますと、奈良県あるいは岐阜県などでは、知事が今

申しましたように出会いの場がないんですね、今、この社会において。私たちの適齢期は出会いの場がすごくあって、また、身近な人でおせっかい屋さんがおったり、いろいろとそういう話を持ってくる人がうようよしていたんですわ。それもこの今の社会の中ではほとんどないんですね。このところ、ある企業が、それじゃいかんということで、そういう場づくりをするようなことにもなっています。

そんな中で奈良県が、やっぱりそういうことを考えたんです、恐らく。出会いの場づくりというやつを、県を挙げてやっておるんですね。この間は、何かニュースで聞きましたけど、岐阜県が今度始めたんですね。あるいは福井県なんていうのは、少子化については非常に配慮された県であります。あるいは埼玉県、私、行田市へよく行きましたけど。

そういうふうな、かなりこういう解決策に対しては、なぜかということの問題を意識しながら、県政としてそれに取り組んできておる県もあります。そういうことも加味しながら、一遍三重県版の少子化対策をぜひひとつ、ここで打ち立ててほしいと、こういうふうに思うわけであります。

ぜひひとつ、これはもう要望にとどめておきますが、よろしく願いをしておきます。

次の総合特区制度でございますが、これはまあ、知事の非常に明るい部門の一つだろうと思うんですね。やっぱり、どうです、金のないときは知恵を出せという言葉があるじゃないですか。やっぱり、これからはこれだと思うんです。

みえ県民力ビジョンの戦略計画を実現するに当たっては、その政策を実行するためには、課題解決の突破口として総合特区制度をフルに活用してまいることが今の時代を切り開いていく最善の方法と私は考えております。

日本一の若さと行動力、この難局をぐいぐいと引っ張っていってくれることが県民の願いなんです。それが、ひいては幸福実感日本一と言えるのではないのでしょうか。

この総合特区制度について、一遍知事のお考えをお聞きしておきたいので

あります。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 総合特区でありますけれども、地域の独自の課題に応じて国が様々な措置を組み合わせる支援するもので、地域にとっても大きなメリットがあります。

これまでの県政を変え、着実に成果を上げていくために、現在策定中のみえ県民ビジョンでも変革の視点を打ち出して新たな政策展開を進めようとしているところであり、個々の分野においてもみえ産業振興戦略、あるいは三重県新エネルギービジョンの策定などを進めており、こうした中で規制の緩和などの取組が必要な際には総合特区を大いに活用していきたいと考えておるわけですが、私も、小泉政権時代に誕生した構造改革特区、あれを担当しまして、当時全国を回っておりました。三重県にも来させていただきましたが、当時は不良債権問題をはじめとして、そのときも景気が非常に悪くて、先ほどまさに議員おっしゃっていただいたように、金を使わずに知恵を出せと、そして規制緩和をするんだということでありました。

今回の総合特区制度は、そのときの構造改革特区制度と比べると、最初から一定の協議会ができていないとだめとか、ややハードルが高い面もありますけれども、現在も大変厳しい経済、財政の状況ですから、知恵をしっかり出すということで、今までのルールの中だけで政策を実施しようとするのではなく、豊かな発想で特区も活用して、そういうものもしっかり選択肢に入れて政策展開ができるようにしっかり頑張っていきたいと思います。

〔49番 永田正巳議員登壇〕

49番（永田正巳） これは、まさしく知恵比べの時代でございます。知事もひとつ、今までの経験を踏まえながら、三重県政でどうこの特区制度を活用していくか、真剣に一遍これは考えていただきたい。

実はちょっと資料をいただいたんですが、特区制度の第一次申請というのがあるんでしょうか。これ、見てみますと、他県は随分あるんですけど、三重県の場合は、三重県名張市の地域づくり組織による地域経営特区というの

があるんですね。これ1件だけなんですわ。他県はかなり、まあ、やっていない県もありますけれども、かなり他県は活発にこの特区制度を活用しているのが、これ、結果が出ております。

ぜひひとつ、この特区制度について、三重県がまさしく鈴木知事なんですから、リーダーシップをとって、日本をリードしていただく県であるべきやと私は思うんですね。ぜひひとつ、これはまあ、今後の取組に期待をしておきたいと、こう思いますので、よろしく願いいたします。

次の統合医療のことについて、ひとつよろしく願いいたします。

統合医療ってなかなか、我々は日常の中では耳にする機会が少ないわけですが、しかし、欧米は非常に進んでいるんですね。ずっと進んでいるんですね。日本におきまして、最近ちょっとこのことについて関心が持たれてきていまして、ぜひこれからの医療には統合医療というものを取り入れていこうと、やっといこうと、日本の医療の中に統合医療を導入していこうという動きが出ておることは事実であります。

そういうことから、統合医療を、一遍、三重県が何とか、三重県版で先進県にということを思いまして、今日質問をさせていただくわけであります。

統合医療とは21世紀の医学と言われておりまして、現代西洋医学のシステム方法論だけでなく、それ以外の医療システム、すなわち東洋医学をも含めた、相補、相補う代替医療のシステムや療法を積極的に取り入れた統合的な治療とケアをして、患者にとって最良の医療を目指そうという、まさに医療の最高峰と申しても過言ではないと言えるのではないのでしょうか。

知事の御認識をひとつ伺っておきたいと思うんですが、統合医療については、欧米先進国では広範囲で採用され、それなりに成果を上げていることは事実であります。我が国においては後進国と言わざるを得ないのが実態なんですわ。

さて、数ある医療システムのかなめである東洋医学におきまして、三重県は、鍼管、いわゆるはり治療の発祥の地であると。これは知らない人が多いんじゃないかと思うんですが、まさしくこれ、はり治療の発祥の地なんです

ね。それは、1613年、伊勢安濃津、現在の津市に生をうけ、杉山式管鍼を開業した杉山和一先生のふるさとなんですよ。

杉山式管鍼は管を用いて鍼術をするという日本独自の技法でありまして、幕府の命を受けて鍼術再興のため鍼術講習所を開き、多くの門人を育てた偉人なのであります。それが今日までも営々として受け継がれておりますことは、まさしく三重県の誇りでもあり、この御功績はさらに一層発展させていかなければならないのが私たちの務めだと思っております。

さらに、統合医療の提唱者であり、世界的権威である米国のアリゾナ大学教授のアンドリュー・ワイル博士からの三重県へのメッセージがあって、その中でも、日本における統合医療の中心となることはとても素晴らしいことで期待をしておると。既に昨年、一昨年と、連続して三重県にお招きし、意見交換をする実績を積んでもきておるわけでありまして。

また、三重大学初代学長の石川日出鶴丸先生は、我が国の鍼灸治療を後世に存続させた立て役者でもあります。これぞ、まさに我が三重県は統合医療を発展させる土壌があるのでありまして、日本をリードしていかなければならないと考えるところであります。

そこで、我が三重県が統合医療の日本の発信地となり、我が国をリードしていくことがまさしく三重県版の最たる事象であり、いかがなものでしょうか。

既に三重県では平成14年から健康に暮らせる社会づくりを目指してメディカルバレープロジェクト事業を推進していただいておりますが、このみえメディカルバレー構想をより充実されるためには、統合医療を強化拡大することが何よりも先決であります。

そこには、産学官民の連携体制の構築が大きな推進力となり、三重県政にとり大きなインパクトを与えていることになるのではないのでしょうか。

お伺いします。よろしくどうぞ。

〔山口和夫健康福祉部長登壇〕

健康福祉部長（山口和夫） 統合医療に関しまして、私から御答弁申し上げます。

ます。

御紹介のありました統合医療につきましては、西洋医学と世界各地の伝統医療、例えば漢方、鍼灸、ヨガ、アロマテラピーなどを個人の症状に応じて組み合わせることで、症状の緩和や病気の予防、健康増進等を目指すものであります。近年、国民の健康志向の高まりなどから本分野への関心が寄せられております。

本県では、メディカルバレー推進事業の一環といたしまして、平成19年度に産学官民で構成されます統合医療研究会を設置いたしまして、統合医療の研究に取り組んできたところでございます。

その結果、鈴鹿医療科学大学と三重大学の連携のもと、平成22年7月に統合医療・鍼灸外来が三重大学医学部附属病院に開設されました。また、産業分野では、健康増進プログラムと観光を組み合わせた健康ツーリズムや薬草弁当の開発、伝統薬の復刻などの成果が出ております。

今後とも統合医療研究会が中心となりまして、統合医療分野の様々な研究を産学官民で進めていくこととしております。また、その中から生み出される新しい産業につながる研究成果や取組を支援し、本県の医療・健康分野の産業振興を図っていきたくと考えております。

以上でございます。

〔49番 永田正巳議員登壇〕

49番（永田正巳） ぜひ、よろしくお願ひいたします。

これは、三重大学医学部に、診療をするのを開設されまして、既に三重県としては歩んでおりますが、ぜひ、これぞまさしく三重県が日本のリーダーシップをとって、統合医療については引っ張っていくべき、また、それだけの土壌があるということは申し上げましたが、ぜひひとつこれは三重県が先頭になって、三重県の統合医療を引っ張ってほしいということで、よろしくお願ひをしておきたいのであります。

次、もう最後の項目のエネルギー対策についてでございますが、実はこれ、さきの一般質問で稲垣議員がこの問題について質問されておりますので、私

はちょっと別のところからと思って方向を変えたわけですが、このエネルギーについても、私がずっと、これ、取り組んでまいりましたいきさつもございますので、しかも、私はエネルギー部門に、一時民間企業に籍を置きました関係で、エネルギーについては殊のほか関心を持って見てきておりますし、ここに来て、ひとつこの問題だけは、一遍三重県政として誤りのなきようぜひお願いしたいと思って、通告もさせていただきました。

その前に、私は私なりに、皆様にこの場で、今まで取り組んでまいったことについての検証もしておかなきゃならないというふうに思いまして、ひとつお聞きいただきたいのであります。

それは、何はともあれ原発問題でございます。この問題について、ひとつ私もそれなりに、私の思いを一遍ここで発表させていただきたい。

原発問題については、我が三重県も48年前から議論を重ねてまいりました。平成12年、北川知事が本会議にて、目に涙を浮かべながら凍結宣言をされましたことは、いまだに脳裏に焼きついております。

以来11年の間、私はエネルギーの重要性を訴え、資源のない日本にとって、バランスのとれたエネルギー対策を主張し続けてまいりました。その間、地球温暖化問題でCO₂削減対策があり、世界各国で原発推進の流れが出てまいりましたことは御承知のとおりであります。

しかしながら、今日、東日本大震災にて福島第一原発の災害が甚大であり、まさしく想定外の結果を目の当たりにして、これまでの新規の原発推進の方針を転換せざるを得なくなりましたことは、私としては非常に残念でなりません。

いつの日か安全・安心が担保され、技術開発が確立されたならば、軌道修正もやぶさかでない、これが私のエネルギー政策の思いであります。これを一言申し上げます。

さて、私は今日は、新エネルギーということも大事なんですが、当面のエネルギー対策としてどうするかということについて、ひとつ三重県政について、少々注意を喚起しておかなければならないと、こう思いましたので、あ

えて申し上げさせていただきます。

今年の夏の節電騒ぎがまだ記憶に新しいところでありますが、3月の東日本大震災により、東日本の多くの発電所が被害を受け、また、東京電力福島原発で大きな事故が発生したことに起因して、中部電力の浜岡原発をはじめ、全国の原発が随時運転を停止している状況が続いているところでありますが、国や電力会社からの節電需要に対して、企業、国民が積極的に協力した結果、今年の夏は何となく無事に乗り切ることができました。

これは、日本自動車工業会などが休日までシフトして節電に協力を行っているところでありまして、この夏の節電が企業や国民に大きな負担を強いていることも事実でありまして、実際は日本自動車工業会の会長も、休日シフトが多くの関係者の多大な負担の上に成り立っていたと、今回は危機を招かないために緊急的な対策であって、恒久的な対策ではないということも言っているんですね。

一方で、原発の停止は今も続いており、このままの状態が続けば、来年春までには日本国内にあるすべての原発が停止することになると言われております。原発が停止したまま電力の需要がピークとなる夏場を迎えることとなった場合、日本の電力は全国で1割ぐらい供給不足となる可能性があるということでもあります。当然、原子力発電の割合が多い関西電力や九州電力のある西日本の電力供給も厳しいものになると聞いておるわけであります。

中部電力は、今年以上に電力の供給力が落ちることはないでしょうが、だからといって、本県が無傷でいられるとは限りません。関西電力の電力不足は近畿圏の経済に大きな下押し圧力となり、それは、密接に関係している本県経済にも悪い影響を及ぼすことになるわけでありましょう。

また、三重県南部は関西電力が電力を供給しています。熊野市や紀宝町などは今年、台風12号、台風15号で大きな被害を受け、その復旧、復興も済まないうちに、今度は電力不足の大きな制約を受けるということになりかねません。

そこで、これらを踏まえて質問を申し上げますが、まず、今申し上げたと

おり、仮に全国の原因がとまったまま夏を迎えることになった場合、それによる電力不足が三重県の県民生活及び県経済に与える影響はどう考えていらっしゃるのか、お伺いしておきます。よろしくどうぞ。

〔小林清人政策部長登壇〕

政策部長（小林清人） 今年の夏については、三重県のほうでも三重県エネルギー対策本部をすぐに立ち上げて、県民の皆様、事業者の皆さんに呼びかけを行いまして、何とか、何とか乗り切れたと思っております。

それで、来年度につきましては、やはり今年の夏のような形の部分だけでいいのかという部分、我々のほうも認識を持っておりますので、早いうちからしっかりと国に対するエネルギーの確保の働きかけ等を行っていきたい、そんなふうなこと、それから、電力会社と事前に十分協議していくことが大切だと思っております。

〔49番 永田正巳議員登壇〕

49番（永田正巳） ありがとうございます。

まず、冬場は案外乗り切れそうな状況でもございます。問題はやっぱり夏の電力状況にあると思うんですが、来夏の電力につきまして、これはひとつ、そこら辺は十分調査をしていただきまして、三重県政にとって影響のないように、この問題については県政も先々と調査をしていただいて、県民にそれなりに被害がないように、今から関係するいろんな部門との調整をとりながら臨んでいただければ私はありがたいなど。これはもう、あってはならないことでございますので、ぜひひとつ、この議会を通じてお願いをさせていただきます。

以上で、もう時間が参りましたので、私の質問を終わります。ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 2番 田中智也議員。

〔2番 田中智也議員登壇・拍手〕

2番（田中智也） 皆さん、おはようございます。新政みえ、四日市市選出、田中智也でございます。

議長のお許しを得ましたので、初めての一般質問となります、始めさせていただきます。

我が会派新政みえの1期生の中では私が最後の一般質問ということで、dekiの悪い末っ子という位置づけになっておりますが、一生懸命頑張ってまいりたい、そのように思っていますのでよろしくお願いします。

さて、1点目ですけれども、三重県のものづくり中小企業の振興策についてお伺いしたいというふうに思っています。

今般お示しをされましたみえ県民力ビジョン(仮称)最終案では、産業振興政策について、素材、部材産業から加工組み立て産業に至る生産・研究施設の集積や、高い技術力で全国や世界に高いシェアを誇る中小企業が多く存在するという三重県の強みを生かして、新しい時代を担う産業や成長産業を中心とした強靱で多様な産業構造をつくるとともに、中小企業や地域資源を活用した多様なビジネス創出への支援などを総合的に行うことで、地域経済の活性化と地域の活力の向上を図り、多様な就業機会の創出を目指すというふうにされております。

本県製造業においては、その大多数が中小企業でございます。2009年度の経済センサスの結果で見ると、製造業全体が8614社のところ、中小企業で8520社と、割合は98.9%となっておりますし、本県の製造品出荷額の約7割は北勢地域が占めています。我が三重県の産業経済の活力の向上を果たしていくためには、県内、とりわけ北勢地域のものづくり中小企業の活性化は必要不可欠であるというふうに言えます。

県議会においても、これらのことについてはもう多くの議員の方が質問をされております。今会議においても自民みらいの水谷隆議員や私と同じ新政みえの稲垣昭義議員が、みえ産業振興戦略やものづくり中小企業の具体的な振興策などについて質問をされております。

先日、12月1日の稲垣議員の質問の中で、北勢地域の産業政策についてどのように進めていくのかという質問に対しまして、御答弁の中で、AMICを生かしながら中小企業の技術を生かし、川上産業と川下産業との連携、大

企業と中小企業との連携、そして、県外、海外との連携などの、既存の枠組みを超えた連携を促進していくという御答弁をいただきました。

稲垣議員は、そのときにその部分にあえて具体的に突っ込みを入れずに、この1年生の私に道を譲っていただきまして、かつ、AMICについては田中議員が、と発言通告もあらかじめいただいておりますので、その通告にも従いまして、質問させていただきたいというふうに思っているところです。

まず、AMIC、高度部材イノベーションセンターでございますけれども、この紹介を軽くだけさせていただきたいと思いますが、北勢地域のこれまでの成熟商品量産型、いわゆる下請受注生産から、知識集約、研究開発集約型の産業構造へ転換していくための拠点施設ということで、2008年に設立されました。

事業内容については、先般、稲垣議員もお触れになりましたけれども、全固体ポリマーリチウム二次電池の開発ですとか、ガラスの精密研磨向けレアメタルであるセリウムの低減技術開発や代替材料の開発などの産学官連携による最先端部材の研究開発があります。もう一つの、三つあるんですけども、二つ目として中小企業の課題解決、そして、三つ目が技術人材の育成がその概要となっています。

これらの取組は経営資源に制約のある中小企業にとって非常に有用だというふうに私も思いますし、その証拠にといいますか、新たな事業創出や、業界、参加企業の抱える様々な課題や問題点の解決につなげることを目的とした、業種や分野、系列を超えたネットワーク、AMICものづくり倶楽部に参加する企業は年々増えているというふうに伺っております。

このAMICものづくり倶楽部の中ではセミナーや交流会が開催されておりまして、セミナーでは、様々な技術の向上や人材育成の内容はもとより、販路開拓や事業展開、産学官連携の方向性など、ものづくり中小企業のニーズに合致した高いレベルのもので、参加した企業や講座の受講生の方々からは高い評価を受けておられると、かなりの成果を上げておられるというふうに私も認識をいたしておるところです。

また、AMICには、ヨーロッパ最大の研究機関であるドイツのフラウンホーファー研究機構のショールームが開設されておりまして、海外研究機関との連携というのもされておるといことです。

このフラウンホーファーにつきましては、音楽や音声等の音響データの形式、MP3の圧縮アルゴリズムを発明されたところをごさいます、もちろん特許が取得されて、その特許収入は億単位ということをおっています。非常に景気のいい話なんですけれども、そういう非常にレベルの高い研究機関との連携をされているといことです。

さて、みえ県民カビジョンの行動計画の案では、冒頭で触れましたけれども、その中で、施策322、ものづくり三重の推進ですとか、施策324、中小企業の技術力向上支援と科学技術の振興といこと、技術支援については、世界に通用する高い基盤技術の開発支援、新たな市場開拓につながる改良開発型、試作品開発型などの技術開発支援、県研究機関による緊急課題解決型の技術支援、共同研究に取り組み、また、県研究機関やAMICなどが連携し、県研究機関が産学官連携のハブ機能を担い、中小企業の技術課題解決への支援など、国内外への事業展開につながる技術面からの支援を行うといふう、非常にしっかりと書き込まれておいます。

また、人材育成の点につきましても、ものづくり中小企業の技術系人材の育成、中小企業の成長に必要な人材を確保する新たな仕組みづくりに取り組むといふうにあります。

そして、販路開拓や市場開拓関連では、ネットワーク力を持つ企業や関係機関との協働による新分野開拓や販路開拓を進め、市場獲得のさらなるチャンスづくりに取り組むといふうにごさいます。

これら三つの点につきましては私も、中小企業を持つ強みと、ある意味弱みがあると思うんですけど、自社ではなかなか取り組めない部分ですとか、本当に経営資源が限られておいますので手を出しにくい部分をしっかりと支援していくといような内容といふう、私自身も高く評価をさせていただいているところごさいます。

そこで、まず、1点目の質問であります。

こういったものづくり中小企業の支援は、現行のAMICの持つ機能を生かすことにより、より効果の高い成果が期待できるというふうに私は考えております。そのためには、知識集約、研究開発集約型の産業構造に転換していくための拠点というこれまでの性格に加えて、ものづくりの中小企業の支援拠点としての機能強化をしていく必要があるのではないかとこのように考えております。県としてのお考えを聞かせていただきたいというふうに思います。

そして、2点目でございます。

AMICは、研究開発プロジェクトの創出や人材育成においては、先ほども触れましたけれども、かなりの成果を上げているというふうに私も考えております。しかしながらといいますか、それも大事な点なんですけれども、ものづくり中小企業が最も期待する成果は取引の拡大や販路開拓なのではないかというふうにも思うわけであります。

高い技術力で本当にいいものをつくっても、売れなければこれは意味がありません、なりわいですから。本来、AMICにはそこまでの機能を持つものではないかもしれませんが、しかしながら、そのあたりをAMICとして機能強化していただくと、中小企業にとっては非常にありがたいというか、AMICに集う中小企業がもっともっと増えるのではないかなというふうに考えています。

例えば海外との連携、この部分に着目をして、さらに強化をしていく、できればAMIC発の成果という形でどんどん海外に打って出ていってはどうかというふうに思っています。海外で認められるということは、国内での認知度がアップするわけですね。そういうことによって販路開拓が大きく開けると、大きな影響を及ぼすのではないかとこのように思っています。

AMIC発の成果が国内外から認知されるよう、そのための効果的な取組として海外との連携について強化するというふうな点から、県としての考え方をお聞かせいただきたいと思います。お願いします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 2点、御質問いただきました。

まず、1点は、AMICの持つものづくり支援機能を強化していく必要があるんじゃないかと。そして、もう一つは、海外との連携の強化。

まず、1点目から答弁させていただきますが、AMICでは、中小企業が抱えている課題の解決に役立つよう、製品の性能評価、産業人材育成、技術動向や新製品に関する情報提供を行っています。

製品の性能評価に関しては、評価計測機器を安価に開放しており、平成22年度は149件、これは平成20年度比で7割増でありますけれども、と利用が増加しているところです。

また、製造管理者などの講座を開催し、これまでに延べ1000の方が受講していただいているところであります。

私も先日、AMIC、訪問してまいりました。県としてもAMICをフル活用していくべきだというふうに認識しております。これは議員の考え方とも一致するところであると思います。

なぜAMICなのかといいますと、AMICは高度部材と書いてありますが、高度部材というのは、あらゆる産業、どんな産業にも、この産業しかだめですよというのではなくて、部材というのはどの産業でも使うわけありますから、幅広くいろんな産業に使えるという可能性を秘めているということで、AMIC、その高度部材というのが重要であるというふうに私は認識しています。

そのために、産学連携による共同研究を促進していくための、広く国内外の大学等研究機関との連携を進め、企業との結節点としての役割を高めます。

また、中小企業もグローバル化に対応できる人材を獲得していくことが必要であることから、大学生や企業OBと中小企業のマッチングに必要な仕組みづくりに取り組むこととしております。

さらに、中小企業の技術や研究開発の成果、新製品に関する情報、セミナー開催などを、ソーシャルメディアなどを用いて企業や研究機関などへ、よ

り広く効果的な情報発信を強力に進めます。

こうしたことにより、中小企業の新たな技術連携や共同研究、販路開拓、そういうものにつながっていくように取り組んでまいりたいと考えております。

それから、海外連携の件でありますけれども、AMICではいろんな連携で最先端の研究開発を進めております。先ほど議員から御紹介いただいたもののほかに、最近では試作サポーターによるIH、IHというとキッチンのIHヒーターとかを想像しがちなんですが、むしろ、いろんな熱処理とか熱加工に使えますので、例えば航空機産業であるとか、いろんな金型産業とかの溶接とか、そういう熱処理とか熱加工のときに大変使えるということですので、そういう研究、あるいは最先端に行く超高感度なセンサーの開発、こういうものに取り組んでいるところであります。

一方で、世界に通じる拠点を目指すことを目的に、環境・エネルギー関連分野や材料など、幅広い研究分野を持つ、先ほど御紹介いただきましたドイツのフラウンホーファー研究機関の技術を紹介するためのショールームの開設、あるいは、センサー技術など、多岐にわたる応用技術を持つスイスのCSEM社の技術動向などのセミナーを開催しています。

このような海外の研究機関との連携に加えて、ドイツのNRW、ノルトラインヴェストファーレン州といいますが、やフランスのアルプインダストリーなどの海外の自治体とも連携し、両地域間の産業動向や経済状況などのセミナーも開催しています。

しかしながら、現時点では、実際の共同研究とか技術提携とか、まさに先ほど議員から御指摘のあった販路開拓とか、そういうところまでに今のネットワークを十分に生かし切れていないと、そういう状況にあります。

そのため、今後は欧州の研究機関と、特に環境・エネルギー関連分野の先端技術などをターゲットに、具体的な技術連携を進めていくため、新たな枠組みの構築を図り、グローバルな産学官連携に取り組んでまいりたいと考えています。

そのため、私も先頭に立って営業し、自治体との連携ネットワークを一步前へ進め、具体的に県内中小企業の新たな事業展開や販路開拓、ひいては外資系企業の誘致などにつなげてまいりたいと考えております。

〔 2 番 田中智也議員登壇 〕

2 番（田中智也） 御答弁をいただきました。

AMIC の機能強化については強力に進めるということでお答えいただきましたし、海外との連携についても新たな枠組みをつくりながら、知事、先頭に立ってしっかりやっていたと御答弁をいただきましたので、安心をいたしました。

今般、8月にありました公開事業仕分けの中にもこのAMICの事業が上がっておりまして、はらはら、ドキドキをしております、私もAMICが持つ可能性というのはまだまだあるというふうに考えておるやさきにのったものですから、仕分け人の方たちに、しっかりと、本当に中身を見ていただいて御評価いただくのかどうかというところを心配しております、そういうことでもありまして、今回AMICに特化した質問をさせていただきました。

今後とも、やはり三重県の製造業をしっかりと打ち出していくためには、AMIC発の技術やノウハウを生かした、世界で売れるメイド・イン・三重のブランドの確立をしていただければなというふうに思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

ちょっと早口ですよという御助言をいただきましたので、ゆっくり目にしゃべりたいと思います。

二つ目、養護教諭の配置基準についてという発言通告でございますけれども、今、ものづくり産業の振興に関する質問をさせていただきましたけれども、その産業の底上げをしていくためには、教育の充実、ものづくり教育の充実ということも言われています。中等・高等教育における職業教育ということは言うまでもなく、小学校での理科の実験とか観察とかの充実とか、中学校での職場体験活動とか、そういうことを充実していく、その段階から教育をしていくことが重要だというふうに言われています。

以前、彦坂議員が一般質問の中でもものづくりについて触れられて、最近の子どもの中には、親子ものづくり教室で簡単なプラモデルをつくるということをして、なかなか説明書が読み取れなくて、組み立てられないというか、組み立てにくいような状況があるというふうにおっしゃっていたと思います。

私も、そう考えてみると、大手のスーパーのおもちゃ売り場へお邪魔しますと、ゲーム機やゲームソフトの売り場というのはかなり中心、メインのところでありまして、メインストリートにあります。しかしながら、プラモデルの売り場は、結構隅っここのほうに追いやられているというふうに思います。

確かに、車一つとっても、完成品の精巧なものもすぐに手に入る時代になりましたから、プラモデルを自分でちまちまちまつまつくるというのはもうしない時代なのかわかりませんが、つくることの楽しみということもやっぱりあると思います。私も、以前、中学校時代は、車のラジコンを組み立てるときに、組み立てる前に、まずはつなぎに着がえて、さあ、つくるぞというような、そんな意気込みでつくったことがございまして、普通のラジコンなんですけれども、そんなことをつらつら思い出しながらやっていました。

教育とはちょっとかけ離れた話になっちゃいましたけど、そんな状況にある中で、地域社会とか家庭におけるものづくり教育という面が弱くなっているのではないかなというふうに思っています。これは、ものづくりに限ったわけではないのではないかと。都市化とか核家族化が進んだことによって、地域社会における連帯感ですとか人間関係の希薄化、子どもを取り巻く環境は大きく変化をしてきたというふうなところが原因じゃないかと。それによって、地域社会や家庭の子育て機能、教育力が低下するとともに、子どもの健やかな成長を阻害する要因も増大してきているのが近年の状況であると。これは随分前から指摘されていることだとは思いますが、本当に最近、ますますその傾向が強くなっているなというふうに感じているところでございます。

地域の教育力が低下しますと、家庭単位での子育ての負担感、これが大きくなると思うんですね。なかなか保護者の方で子どもを指導するとか注意を

するとかということができなくても、地域のおじさん、おばさんとか、おじいちゃん、おばあちゃんが周りから見守っていただきながら、かつ、あるときは厳しく指導いただく、そんな地域での教育力ということがもう望めないという時代になっています。

それに、家族、家庭の中のことに目を移しますと、とりわけリーマンショック以降の経済不況によって雇用状況が悪化しております。そのことによって家庭環境の悪化があるのではないかなというふうにも思うところです。これが子どもたちに大きな影響を与えていることは言うまでもないという状況です。貧困や世帯の社会的な孤立から来る児童虐待の件数も年々増加しているというふう聞いています。

また、一方で、私も便利にiPadなどを使わせていただいておりますけれども、情報通信技術などの進歩は、距離や時間の制約を受けない双方向の情報交流が可能な高度情報化社会を実現はしました。様々な情報を瞬時に入手したり、不特定多数の方と情報交換を可能にすると、社会にとって劇的な変化をもたらしたというふうに思います。

これが、でも子どもの社会にとってみると、非常に子どもにとっても便利で有用な情報通信技術ではございますけれども、一方で、ネット上でのいじめがあったりですとか、人権を無視した書き込みですとか、メールによる誹謗中傷など、ネットワーク上の子ども同士のトラブルということを引き起こすことにもなっていました。これも大きな社会問題になっているというふうに思っているわけですが、平成22年度のいじめの認知件数、本県でも340件ということで、平成21年度、前年度に比較をして80件増加をしているという状況。それから、不登校についても平成22年度は1831人、平成21年度より37人の増加という状況でございます。まさに子どもに大きな変化をもたらしたということなんですが、その子どもたちが日常多くの時間を過ごす学校生活の中でも大きな変化が出ているというふうに思っています。

近年、学習面や友人関係、家庭などについて様々な悩みを抱えるとともに、これらを背景とした心因性の腹痛、おなかが痛いとか不快感などといった

種々の症状を訴える児童・生徒が増加しているのではないか。保健室を利用する子どもの数が増えてきていますということは、現場の養護の先生からお伺いをいたしました。ある小学校で、児童数800を超える、いわゆる大規模の小学校でございますけれども、1日の保健室への来室者は1日当たり50人を超えるということでございました。年間で延べ6000人にも上る、そういう来室者、児童だということです。病院への搬送件数も九十数件ということで、100件に届こうかというようなことをお伺いいたしました。

それはまあそういう状況ですし、加えて、登校時に行きたくないと家を出る子ども、その子どもが11人くらいみえて、教室に入りづらい子ども、いろんなことが原因だと思うんですけど5人くらいみえると。自分自身の感情をうまくコントロールできない子どもが数十人、各学年にみえるということをお話しされておりました。

いわゆる問題行動と言うと非常に語弊があるかも知れませんが、そういう行動を起こす子どもの大半はほとんど保健室で過ごすというようなこともあるそうです。

保健室を、いわば一時的な避難場所として使っていると。その都度、養護の先生方が対応して見ていると。そういう子どもたちへの対応をしつつ、普通にけがをしたとか本当に熱が出たとかいう子どもへの対応もするということが、そういう心の問題を抱えて保健室へ来室する子どもへの対応が十分できないというような状況があるようでございます。

もう少し詳しく現場の状況を言いますと、給食時間も含めてほとんどの時間を保健室で過ごす子どももいたりとか、ランドセルのまま保健室でずっといる子ども。授業は出るんですけども、休み時間はほぼ保健室で過ごす。授業が始まるから教室に戻るんですけども、何度となく体温をはかりにやってくる子どもとか、そんな状況です。

保健室へ来る子どもたちに、保健室に来るとどうなのというインタビューについて、子どもたちは、落ちつくとか、何でかわからんけどほっとする、安心する、簡単に入れる、いたらもっといたくなるというように、返ってき

たということでした。

確かに養護の先生というのは、ある意味子どもたちを評価しませんよね、テストしたりとか。そういう意味では、子どもたちにとっては本当に心の休憩をできる場所というふうにとらえているのではないかなというふうにも思いました。

そこで、教育委員会のほうに御質問をしたいと思います。

このような公立学校の保健室への児童・生徒の来室状況についてどのようにとらえておられるのか、いわゆる保健室登校、全国的には中学生が小学生の約5倍も多いというふうに聞いていますけれども、本県の状況について把握をしておられるのか、お聞かせいただきたいと。もし把握をしておられるのであれば、ここ数年の変化についても教えていただければなというふうに思います。お願いします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 公立学校におけます保健室の児童・生徒への対応状況ということでございますけれども、アレルギー疾患ですとか感染症ということに加えて、近年では、ストレスによります心身の不調など、メンタルヘルスに関する課題等、現代的な子どもの健康課題は、大変多様化、深刻化をしているところでございます。

全国的な調査が5年に1度ということでございますので少しちょっとデータの古くなってしまいうんですけれども、例えば平成18年に日本学校保健会のほうが実施をした保健室利用状況に関する調査によりますと、来室者が多い上に1人当たりの時間数も大変増加をしてきておる、それから、来室理由の背景には、身体的な課題よりも心に関する課題を抱えている子どもが多いこと、さらには、医療機関等との連携を必要とする事例が多いというようなことが明らかになってきておりました、児童・生徒の心身両面への支援が大変必要になってきておるというところでございます。

このような子どもの健康課題に対して対応していくためには、学級の担任をはじめといたします教職員、それに学校医、スクールカウンセラーなど、

学校内における取組も当然重要でございますけれども、あわせまして医療関係者等との連携も必要でございます。そのために、養護教諭を橋渡し役といたしまして、関係機関との連携した取組も進めておるところでございます。

また、学校保健の担当教諭、それと養護教諭が中心になりまして、教職員ですとか学校医の専門家、それと、地域の保健関係者、保護者、それから、児童・生徒の代表で構成をされます学校保健委員会なるものを各学校のほうで組織しておりまして、学校内におけます健康課題、それと、家庭や地域につながる課題を協議し、その解決に向けた取組なんかも進めているところでございます。

県の教育委員会といたしましては、今後も学校において、子どもたちの健康課題に対応するための日常的な相談体制を充実いたしますとともに、医療関係者、市町の教育委員会等との連携の中で、子どもの健康課題への対応力の強化に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

〔 2 番 田中智也議員登壇 〕

2番（田中智也） 御答弁の中で、キーワードが一つあると思いました。スクールカウンセラーの対応ですね。

本当に心を病むというか、心が疲れている子どもたちが非常に多いんだなというふうに思うわけでありましてけれども、養護の教諭というのは、カウンセリングテクニックなど、昨今は新たな役割ということでそういうテクニックも身につけておられるというふうにお伺いしておりますけれども、やはり専門家である臨床心理士などのスクールカウンセラーの方を本当は手厚く配置していただくということが一つの解決策だとは思うのですが、現状ですとなかなかそういうわけにはいかないということで、私もちょっと伺ったところによりますと、大体年間で600人ぐらい、小・中合わせてというデータですけれども600人ぐらいの児童・生徒が相談を受けている中で、約300人近くがスクールカウンセラーではなくて養護の先生に相談をしておられるという状況を聞きました。

そういうことからいきますと、私の言いたいことなんですけれども、養護

の教諭というのは、本当に身近な、いわゆる保健室の先生として、子どもたちの身近なところで、保健室にやってくる子どもたちを見て、見守り、児童・生徒の身体的な不調を背景に、その不調の背景に目を向けるということを通じて、子どもの発する様々なサインに気づくことができる立場にあるというふうに思います。

非常に深刻な問題ですけれども、子どもたちの薬物の乱用の問題もございますし、先ほど申しましたいじめ、不登校の問題、そして、被虐待、児童虐待の問題、これらの心の問題について、いち早く学校の中で気づける立場である養護教諭の方、この方たちが、現在の配置基準でいきますと、小学校で851名、中学校で801名以上のところで複数の配置をしていただいております。いろんな学校の状況を勘案していただいて、県なり市町などで加配をしていただいておりますということもお伺いはしておりますけれども、こういう養護教諭の役割については国のほうでも、文部科学省のほうでも認識しておられるようで、新・公立義務教育諸学校教職員定数改善計画（案）という中で、2014年から2018年までの5カ年計画で、養護教諭の配置を厚くしていくという考え方が示されているというふうに思います。

具体的には、先ほど申しました851人、801人という基準をもう少し切り下げていくということになっていくんだと思うんですけれども、そこでお伺いします。

国もそういう考え方がある中で、これは2014年からということの計画でございます。県として、国に先んじて、みえ少人数をしていただいたように、養護教諭の配置基準を見直しのお考えはないのか、お答えをいただきたいと思います。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 養護教諭の配置基準の見直しについてお答えをいたしたいと思います。

るる御紹介いただきましたように、養護教諭につきましては、保健についての専門的な知識ですとか技能をもとに、児童・生徒の保健管理、それと保

健の教育面、それから保健室の運営に当たるとともに、児童・生徒の心身の健康についての相談など、重要な役割を担ってきておるところでございます。

このような役割を担います養護教諭の配置基準につきましては教職員定数の標準法の中で定められておるところでございます。まず、基本的な配置につきましては、小・中学校では3学級以上の本校に1人が配置をされます。それから、御紹介がございましたように、小学校では児童数が851人以上、中学校では生徒数が801人以上の大規模校、そういうところには複数配置ということになっております。

こうした中で、本県におきましては、複数配置の基準には該当はしないものの、児童・生徒が大変多いとか、それから、いじめやいわゆる保健室登校などの心身への健康の対応が求められる学校については、国のほうの加配定数を活用いたしまして、平成23年度におきましては、小学校で3校、それから、中学校では2校に養護教諭を複数配置いたしております。

また、国の基準では配置の対象外でございます小規模な学校でございますとか分校のほうなんですけれども、そこにも本県独自の臨時的任用の養護教諭を配置しているという状況でございます。

国におきましては、平成22年の7月に取りまとめられました中央教育審議会の提言のほうで、社会環境ですとか生活環境の変化に伴い、児童・生徒の心身両面にわたる支援の必要性が高まっていると。そうした中で、保健室利用、それから、対応時間の増加、問題の多様化が進んでいる中で、養護教諭の定数を改善する必要があるという形での提言がされております。

それと、先ほど御紹介がございましたように、昨年度示されました定数改善計画の案におきまして、平成26年度からの5年間で養護教諭の配置改善を図ろうという形での計画が示されてきておるところでございます。

現在の県の財政状況、大変厳しい状況でございますので、県の教育委員会といたしまして、大規模校に対します複数配置の基準を県独自で引き下げることは大変厳しいかなというふうに思っております。

今後とも養護教諭の配置基準に関します国の動向に十分留意をいたします

とともに、現在、国のほうの加配定数をいただいておりますけれども、これの増員について積極的に国のほうへは働きかけをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔 2 番 田中智也議員登壇 〕

2 番（田中智也） 財政状況が厳しいので厳しいというお答えでございました。

もう時間がありませんので要望にとどめておきますけれども、本県においてもみえ県民力ビジョンの中で教育の充実ということは言われておりますし、最重要課題であるというふうに位置づけてもいただいています。

施策の中で、学力の向上、地域に開かれた学校づくり、特別支援教育の充実、学校における防災教育・防災対策の推進と、この四つを施策として進めるとありますけれども、1 番目の学力の向上は確かに大事です。本県においても、学力テストの結果とか、いろいろ言われていますので憂慮すべきものだというふうに私も思いますけれども、この学力低下問題を解決していくときの基盤となるのはやはり、児童・生徒の心身の健康な発育、発達じゃないのかというふうに思います。

成長期にある子どもたちの心の危機を支える保健室の充実という、その視点も、今後、政策や施策を推進していく中でしっかりと考えていただきますよう要望しておきます。

次の質問に移らせていただきます。

医師確保対策についてということで通告をさせていただきました。

これまでもたくさんの議員の方がこれについても取り上げておられますし、本県においても医師不足が深刻で、県としても、見ているということではなくて、様々な対策を講じていただいております。

平成16年ぐらいからたしか修学資金貸与制度だったかがあったと思うんですけれども、私も以前県立の病院で勤務をしております、平成16年以前から私自身も感じておりました。

普通は、医師の異動があるとそこの補充が必ずありました。ところが、平成10年代に入ったぐらいからぼつぼつと、あれ、常勤の先生が異動されて、非常勤の先生で置きかわったなどが、あと、婦人科の先生で、数人みえた方が1人になっていったなどが、おいおい、どうなるんやろうというのを同僚と非常に話をした覚えがあります。当時、婦人科の先生などは、大学への入局者が非常に少なく、どうする、どうするとみんな言っているよという話もされていたことがあります。

つまり、平成16年、臨床研修医制度が新しくなりました、このことがきっかけというふうに言われていますけれども、やはり潜在的には本県においても非常に深刻であったと。それが制度の変更によって顕在化してきたというのが実情なのではないかなというふうに私は個人的には思っております。

その平成16年以降の医師確保対策というのは様々講じてもらっていますけれども、私、先般、都道府県別医師不足の長期見通しというレポートを見つけて読んでみました。（現物を示す）ショッキングな内容のレポートでございました。社団法人日本経済研究センターが、2009年と少し古いんですけども、8月にまとめられたものです。

何がショックかといいますと、1984年から2005年までの間に、患者1000人当たりの医師の増加率が全国で最低でした。要するに三重県としては、全然お医者さんが増えていないという形、絶対数としては増えているんですけど、増加率が他県と比べて非常に少ないという状況でした。

そして、医師数と患者数の将来予測をこのレポートの中ではされておられません。2016年、2025年、2035年とかなり長期で予測をしておられますけれども、もともと不足をしていた本県においては、2016年には深刻化すると、加えて、団塊の世代が70歳後半になる2025年では、現在不足している他県では医学部定員の増が効を奏して若干解消されていくけれども、三重県ではまだまだ深刻な状況が続く、そして2035年になっても深刻な不足状況からは脱せないという、そういう内容のレポートでした。

一度また知事もお読みいただければなというふうに思いますが、ここで改

めて認識をしておきたいので、これまで三重県としてとってこられた医師確保対策の概要を簡潔にお答えいただければなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

〔稲垣清文健康福祉部理事登壇〕

健康福祉部理事（稲垣清文） 本県の厳しい医師不足の状況につきましては、先ほど議員のほうからおっしゃったとおりでございます。

これまで県では、こうした課題に対応するために、医師不足等の影響を当面緩和する取組と、それから、中長期的な視点での取組ということで様々な取組を講じてまいりました。

主な取組といたしましては、まず、医師不足等の影響を当面緩和する取組ということで、全国から医師を招聘する医師無料紹介事業というのをやっております、これは、平成23年の11月末現在で、契約で13件、うち常勤が3名というふうな成果でございます。県内都市部の中核医療機関から医師不足の医療機関への診療支援を行うパディホスピタルシステムというものをやっております、これにつきましては、山田赤十字病院から尾鷲総合病院、それから、市立四日市病院から名張市立病院へ派遣を行っております。

伊賀地域等で進められております医師派遣を伴う医科系大学への寄附講座の設置につきましても支援を行っております。勤務医負担軽減対策、これにつきましても、平成22、23年度と2カ年で延べ12件の採択をしております。それから、若手医師の確保に向けた初期臨床研修医、それから、専門研修医研修資金貸与制度の運用を本年度から開始いたしております、本年度につきましては、臨床研修医につきましては14名、専門研修医については2名でございますけれども、まだ定員に枠がございますので、現在、追加募集を行っておりますでございます。

一方、中長期的な視点での取組でございますけれども、医師修学資金貸与制度の運用を始めております、先ほども議員から御案内がありましたけれども、平成23年の11月末現在で貸与者数は288名というふうになっております。同制度におけます返還対象医療機関や貸与枠の拡大等の見直しを行いま

した。それから、三重大学等関係機関と連携した地域医療教育の充実、それから、臨床研修医の確保に向けました臨床研修指定病院の魅力向上対策、さらには、医師のキャリア形成と医師不足病院の医師確保支援を一体的に行う仕組みづくりなども進めておるところでございます。

こうした取組を通じまして何とか、修学資金貸与医師をはじめといたしまして、県内医療機関に勤務いたします医師が増加していくと考えております。

〔 2 番 田中智也議員登壇 〕

2番（田中智也） 様々な取組を御紹介いただきましたけれども、正直申し上げますとやはり、まだまだそれをやっても難しいのではないかな、厳しい状況は続くのではないかというふうに思うのが率直なところでございます。そこで、私が思うのは、お医者さんをたくさん寄せてくる対策はしっかりといただいているような気がするんですが、大事なのはそれぞれの病院に定着をしてもらおう対策、ここにもっと注力をするべきではないかな。

幾ら来てもらってもやはり、そこでのやりがいや魅力を感じなければまた出ていくことになると思いますし、とりわけ、大学の医局の拘束力というか、その影響力は非常に弱くなっていますから、その医師個人の考え方でそこに勤め続けようと思うかどうかというのが決まってくると思うんですね。

ですから、こういう定着対策にもっと注力するべきではないかということで、もう時間がないので御紹介だけをさせていただきますが、三重県がやられた寄附講座、地域医療学講座、あそこの中での研究成果として、その武田教授がまとめられた「医師偏在の背景因子に関する研究 診療科ならびに診療地域選択の影響要因の解析」という報告書が、（現物を示す）ここにございます。

この報告書の中では、医学部の4年生ですとか6年生ですとか研修医の方とかに、専門とする、要するに診療科選択で重視した要因はとか、重視しなかった要因はとか、地域選択の際に重視した要因、重視しなかった要因ということで聞いておられます。

これらの結果がここの中にございまして、ということは、重要視しなかつ

た要因とか、もちろん重視した要因とかを分析していけば、定着をしたいな、ここで勤務したいなと思える病院づくり、またはそれに支援をする県としての対策というものが、また新たなものが出てくるのではないかと。

ここについては私も非常に言い放しで申しわけないというふうに思っていますが、しっかりと提言できればいいんですけども、なかなか私も持ち合わせていません。ただ、一朝一夕にできないことではあると思いますけれども、私自身も、県内の医療崩壊に歯どめをかけるというか、地域医療の再生のためにこの身を賭して頑張っていきたいと思っていますので、今後ともぜひとも定着対策の取組について充実をお願いしておきたいというふうに思います。

そして、県立病院改革における医師確保の見込みについても少し触れたいと思います。

平成24年の4月から、県立総合医療センターは地方独立行政法人、県立志摩病院については指定管理者制度を活用した運営ということになりますけれども、県立病院改革の中の一部でございます。

外見は変わるわけですね。外見は変わるというか、総合医療センターについては看板はしっかり変わるし、志摩病院についても中の運営が県直営じゃなくて民間の事業団体の運営になるということはわかるんですけども、医療の中身の改革というのがなかなか、私どもにはまだ見えていないというふうに思います。

そんな中で、改革をしていくための一つの理由として、医師確保とか看護師確保がうまくできなくて、経営困難に陥っている県立病院があるというふうな理由のつけ方でした。

そこでお伺いしたいんですけども、総合医療センターや志摩病院のこの改革による医師確保の見通しといたしますか、それらの対策についてお答えいただけますか。

〔稲垣清文健康福祉部理事登壇〕

健康福祉部理事（稲垣清文） お答えいたします。

まず、総合医療センターでございますけれども、センターにつきましては御案内のように平成24年の4月に地方独立行政法人に移行することとしておりますけれども、同センターの医師につきましては、他の職員と同様、基本的に法人に引き継がれるということになっております。

現在、総合医療センターにつきましては、常勤医が不足している診療科が一部ございます。三重大学への派遣要請など、医師確保に努めているところでございます。法人化後もより一層充実した医療サービスを提供していくためには、医師の確保策を継続的に講じていく必要がございます。

このため、本年10月に県議会の議決を経て策定いたしました中期目標におきましても、医師の確保、育成というものを目標の一つに掲げておりまして、この中期目標を達成するための中期計画というのを現在策定しておりますけれども、研修プログラムを充実させ、臨床研修医等を積極的に受け入れるということ、それから、病院内の組織といたしまして臨床研修センターというものを設置しまして、研修環境を整備したいと、それから、三重大学の連携大学院を今やっておりますけれども、それらを効果的に運営していくと、それと、研修体制の充実や専門医、認定医等の資格取得の支援を行うというふうなことの具体的な検討を、今、病院内で進めているところでございます。

県といたしましては、こうした取組により医師の確保が図られ、総合医療センターの提供する医療サービスがより一層充実するとともに、地域の医療提供体制の確保にも貢献していけると、そういった病院になるように、法人化後も設立団体として支援していきたいと考えております。

それと、志摩病院でございます。

志摩病院につきましては、御承知のとおり医師不足によりまして、地域の中核病院としての役割とか機能を十分に担うことが困難な状況にありました。そういうことから指定管理者制度を今回導入するということにしたわけでございますけれども、志摩病院の診療体制は近年縮小を余儀なくされておりましたけれども、指定管理者に指定をいたしました公益社団法人地域医療振興協会のほうから、指定管理の開始を待つことなく、既に本年度途中から総合

医や循環器科の医師などを前倒しで派遣していただいております。

また、現在志摩病院で勤務している医師につきましても、おおむねそのほとんどが引き続き、指定管理者制度のもと、志摩病院において勤務をしていただく予定となっております。

このような中、平成24年4月以降の具体的な医師の配置や診療体制につきましては、現在、地域医療振興協会との協議を重ねているところでございますけれども、同協会では、救急・総合診療科というものを新たに設置いたしまして、幅広い疾患に対応できる総合診療医や後期研修医を配置いたしまして、救急医療体制の充実を中心といたしました住民の医療ニーズにこたえていきたいというふうに考えておると。これらによりまして、一定の診療体制のもと、指定管理による病院運営を開始できる見込みとなっております。

また、指定管理開始後におきましても、同協会が有します人的資源というものを最大限に活用しながら医師を確保していただきまして、診療体制の回復、充実が着実に図られるものと期待をしております。

今後、指定管理者が基本協定を遵守し、診療体制の一層の回復、充実が早期に図られ、地域の中核病院としての良質な医療を安定的、継続的に提供していけるよう、病院事業庁においてしっかりと指導、監督をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔2番 田中智也議員登壇〕

2番(田中智也) 志摩病院については前倒しでの派遣があって、私も先般住民説明会へ実は参加をさせていただいたというか、傍聴させていただきまして、内容を聞いていると、確かに、地域医療振興協会、真剣に本気でやろうとしているなというのは、私も感じたところでございます。

ただ、一方の総合医療センターの先ほどの御答弁の中では、今後具体的に検討していくというような内容の、こういうことをやりますよというんですけれども、具体的にはまだ今後検討していくというような内容でした。

そんな中で、今回12月補正で47億円もの補正予算が計上されています。県

立病院間の貸借を解消するための、病院事業庁への貸し付けをするためのお金ですけれども、10月の当初予算の考え方の中で示された要調整額が150億円と思うんですね。それ以上とも言われている非常に財政状況厳しい中で、何かこう、総合医療センターが本当にいいものになっていくんだったらそういう財政的な痛みもいたし方ないかなというところなんですけれども、やや、財政的な痛みを伴うこの県立病院改革、無駄になりはしないかとちょっと不安になってきているのが正直な感想です。

知事の答弁は、もう時間がないのでやめますけれども、そうですね、この部分について、一度もまだ知事のほうからしっかりとコメントを聞いたことないので、簡単に結構ですが、お答えいただけますか。

知事（鈴木英敬） 病院改革は6月会議の知事提案説明の中にも盛り込ませていただいておったところでありますけれども、今、議員御指摘のような財政負担、いろいろありますし、厳しい財政状況ですけれども、県立病院改革は先送りできない課題であります。ですので、県民に良質で満足度の高い医療を安定的、継続的に提供することを目指す、こういう病院改革の大きな方針の実現に向けて、しっかりと、本当に、病院改革、よかったなと、やってよかったなというふうに県民の皆さんに言っていただけますように、先ほど議員から御指摘があったように中身の充実もしっかりと取り組んでいきたいというように思います。

〔2番 田中智也議員登壇〕

2番（田中智也） 御答弁をいただきましたけれども、これは結局不測の事態ではなくて、ある程度、運営形態の変更を伴う病院改革をしていく場合に想定されたことですので、そのあたりをしっかりと重く受けとめていただきながら進めていただきたいなというふうに思って、時間がないので次の質問に移ります。

四つ目、子どもの療育・発達支援の環境整備について。

項目だけ見るとわかりにくい内容ですが、草の実リハビリテーションセンターと小児心療センターあすなる学園の一体整備についてでございます。

この両施設は、皆さんも御存じのとおり、子どもの療育、心身の発達支援の専門的な領域を担っていただいています医療機関であるとともに、児童福祉法に基づく福祉サービスも行っています、複合施設の性格を備えた本当に専門機関だということです。

草の実については昭和32年、あすなろについては昭和37年に整備がされまして、あすなろ学園についても、全国で4カ所しかない第一種自閉症児施設の認可を受けている、非常に貴重というか、重要な施設であります。

これら二つの施設はもう建設から30年から40年を経過しておりまして、かなり老朽化が進んでいます。なかなか利用者のニーズにもこたえにくいし、現場の職員の方に少し話を聞いてみましたが、非常に非効率な業務を余儀なくされているというような声も聞かれるところでございます。

利用される県民の皆さんから見た両施設についてということについては、診察待ちが非常に長いというか、ひど過ぎるというような御意見もお伺いしました。

草の実なんかでもっと頻繁に訓練や指導を受けたくてもなかなか予約がとれないとか、通院リハビリの予約に一月から二月の待ちが生じていると。あすなろの新規の患者さんについても3カ月以上待たないと診てもらえないというような状況があるやに聞いております。

こういった状況の中で、今般、県当局とされましては、地域医療再生計画の拡充分で、この目玉事業の一つとも言えます小児整形及び児童精神分野を取り上げておられます。国に申請した地域医療再生計画の中では、事業費約57億円でこの二つを一体に整備して、こども心身発達医療センター（仮称）という形で整備をする方針を出されています。

そこで、2点ほどお伺いいたします。

1点目として、一体的整備の方向性の意味合いについて、改めて再確認をしたいと思います。歴史もあって、それぞれの福祉サービスの分野で実績を残してきていますこの両施設、確かに老朽化していて大変なんですけれども、そのあたりの、改めて一体化整備するその意義、そのことについてお伺い

したいというふうに思いますし、その整備のスケジュール、このことについても、みえ県民カビジョンの中でも「共に生きる」という部分で位置づけられております。整備のスケジュールもお伺いしたいなというふうに思います。よろしく願います。

〔太田栄子健康福祉部こども局長登壇〕

健康福祉部こども局長（太田栄子） ただいま議員のほうから御紹介をいただきました草の実りハビリテーションセンター、あすなる学園ともに、これまで30年40年にわたって様々な地域ニーズにこたえてまいりましたが、現在、御指摘のようにたくさんの課題を抱えております。

重複障がいへの対応であるとか、それから、長い待ち時間といったようなことに対応していくためには様々な手だてが必要だということで、両施設の中でもいろんな議論をしてまいりました。

外部の有識者による検討会も設置するなど検討を行いまして、あわせて、御紹介いただきました地域医療再生計画におきましても、両施設の一体整備を行うことによって、高度な小児医療を提供している三重こども病院群という、三重大学、三重病院、三重中央医療センターでございますけれども、こういった病院群との連携を強化することで、より良質な医療の提供と、専門人材の有効活用と確保、地域の人材育成などを行うことなどをできる、子どもの発達に関する中核機関としての役割を果たしていくこととしてその計画の中で整理をいたしましたところでございます。

こうした様々な検討を踏まえまして、今後この両施設が子どもの発達を支える中核施設として求められる機能や役割、地域の医療、福祉等との連携方策、そして施設のあり方などについて、さらに、県議会にもお諮りしつつ、内外の議論を重ねてまいりたいというふうに考えております。

地域医療再生計画の対象期間が平成25年度までとなっております、その平成25年度末に着工をしなければならないという制約がございますけれども、今後、今申し上げましたような内容をしっかり押さえつつ、具体化に向けて進めてまいりたいというふうに考えております。

〔 2 番 田中智也議員登壇〕

2番（田中智也）平成25年度末に着工しなければならないということで、おしりが決まっているということもあって、ばたばたという感で整備されることのないようお願いをしたいと思います。三重に暮らす子どもたちのために、全国に誇れる施設、そして、他の施設から目標とされるような、そういう施設にしていっていただきたいな。もちろん中身のサービスの提供ですとか、地域の医療機関や療育施設から頼りにされている、とりわけ両施設とも県内のいろんな施設から、機関から、これまで頼りにされてきました。さらに、一体整備することによってより信頼できるような施設にしていきたいと思いますことをお願い申し上げて、私の一般質問を終えたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

休

憩

議長（山本教和） 暫時休憩いたします。

午後0時0分休憩

午後1時1分開議

開

議

副議長（中村進一） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質

問

副議長（中村進一） 県政に対する質問を継続いたします。48番 山本 勝議員。

〔48番 山本 勝議員登壇・拍手〕

48番（山本 勝） 自民みらい会派の桑名市・桑名郡選出の山本勝でございます。

議長のお許しをいただきましたので登壇をさせていただいておりますが、

この発言通告の前に一つ、当局のほうにお願いというんですか、質問をさせていただきたいと思いますが、皆さん方御承知のように、桑名市の水谷建設に会社更生法に基づく保全管理命令が出されたとの新聞報道が12月3日にございました。年末を間近に控え、地域経済への影響が大いに懸念をされます。特に公共工事への影響が強く懸念をされるわけですが、とりあえず県の考え方はどうなのかということをお伺いしたいと思います。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 公共工事への影響でございますが、特に下請業者、あるいはJVを構成している業者、あるいは資材を納入されている業者等への影響が懸念されます。早急にその状況を把握しまして、そういったところへの影響が最小限になるように適切に対応してまいりたいと思っております。

現在、契約中の案件があれば、それについては早急に継続の意思の確認等、また、工事が続けられるかどうかの確認等をしていきたいと思っております。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） ありがとうございます。

発言通告になかったものですから大変御迷惑をおかけいたしました。どうぞひとつ、連鎖して倒産をするというような、こういう状況にならないように、ひとつこれからもよろしくお伺いしたいと思っております。

それでは、発言通告に従いまして質問させていただきます。

知事はじめ当局の皆様の御答弁をよろしくお伺い申し上げます。

今日は、私は昼からの、3番目でございますが、1番目は四日市市の永田議員、そして、2人目は同じく四日市市の田中議員、そして私と、私の後はいなべ市の日沖議員でございます。今日は何か、北勢デーというような、こんな感じを受けるわけですが、私もちょっと内容が、今日は北勢のところに偏っておりますけれども、どうぞよろしくお伺いしたいと思っております。

まず、1点目には、知事提案の説明を受けまして3点ほど質問させていた

だきますが、知事の幸福観についてお伺いします。

この幸福観につきましては、観ということで少し書かさせていただきましたが、先般の1日目には、中川康洋議員のほうからは人事観、それから、今日の1番目では、永田議員のほうからは世相観、こういってございまして、私はひとつそれにあやかって幸福観ということでお聞きをいたしたいと思いますが、先月、ブータン国王夫妻が日本を訪問され、人口約70万人、九州ぐらいの面積の国で、決して裕福な国ではないけれども幸福感が味わえる国として、国民総幸福度、いわゆるGNHが注目を浴びております。

また、法政大学による都道府県別の幸福度ランキングで本県は全国9位とされ、幸福に対する県民の注目が高まっております。

内閣府や福岡県なり東京都荒川区など、幸福の実現を政策目標として位置づけようとする試みが各地で活発化する中、三重県におきましても、過去6月会議、9月会議でも、この幸福実感とか、こういうところについて質問がございましたが、改めて、本県が目指すみえ県民力ビジョンの幸福実感日本一の三重について、その考え方をお伺いしたいと思っております。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 幸福観ということでありましてけれども、答えさせていただきます。

一人ひとりの価値観や考え方により、求める幸福の形、内容は様々です。私は、幸福とは、自分の夢や希望を持ち、その実現に向けて行動し、自らの生き方に価値を見出すことで得られるとともに、身近な人や社会とのつながりの中で自分の存在が認められることによって実感できるものだと考えています。

先人の言葉で申し上げますと、アリストテレスは、幸せは行為の結果である。幸せは偶然や神の贈り物ではなく、自分の可能性を最大限に活用した人に与えられる。ニーチェ、いつも機嫌よく生きていくコツは、人の助けになるか、だれかの役に立つことだ。そのことで自分という存在の意味が実感され、これが純粋な喜びとなる。

また、幸福度、いろいろ先ほど議員からも御指摘がありましたけれども、いろんな調査もありますが、世界の調査によれば、日本の幸福度は、1958年から2000年まで、1人当たりGDPが6倍以上になっているにもかかわらず、日本人の生活満足度はほとんど変化がない。富、教育、健康、犯罪率、インフラ整備など、外面的には世界最高レベルの先進国であり、近代国家であるにもかかわらず、内面では一人ひとりが満足しておらず、主要先進国の中では幸福度が断トツに最下位であるという傾向もあります。

一方、それ以外の世界の各国の傾向では、地方自治が進んでいるところほど幸福度が高い。これはスイスの中でもあります。あるいは、幸福度が高い国は出生率が高い。また、個人への寛容さは幸福度に強い相関関係がある。あと、議員から御指摘がありましたブータンは、97%の国民が幸福だと答えるということでもあります。

こういうような状況なども踏まえまして、今回のみえ県民力ビジョンでは、幸福実感日本一ということ掲げさせていただきました。行政の役割としても、こうした状況などを踏まえ、単に外面的なことや環境整備、そういうものだけを目指すのではなく、一歩踏み込んで県民の実感というものを大切に重要視していきたいと、そういう思いであります。

そういう観点から、みえ県民力ビジョンの中では、施策の数値目標である県民指標に加えて幸福実感指標を新たに設け、県民の皆さんが生活の中で感じる実感の推移を調べ、全体としての幸福実感を把握していきたいと考えております。

行政としては非常に難しいチャレンジではありますが、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） 知事、どうもありがとうございました。

なかなか幸福というのを一口に言えないなという、こういう実感でございまして、特に、何ですか、自分の目標を追い詰めていくその過程でも幸せという実感も味わえるし、そして、また、ある面では、目標を達成したときの

実感、その満足度の中でもそういうような幸福というのを、気持ちが味わえると。こういうように、少しこの文を理解させていただきましたが、特に幸福観については、私は、満ち足りた気持ちにあって幸せと感ずることと、いわゆるその満ち足りる過程を含めて満ち足りた気持ちになって幸せを感ずる。その中には、充実感とか、そして、満足感とか、そして、豊かさというのが、ある面ではその中に包括をされるのではないかなど。こんな思いもしながら知事の今の説明をお聞きさせていただき、幸福観の定義というんですか、その一端のところを少し理解させていただいておるんですけれども、それで、今回、知事が幸福実感日本一ということで打ち上げられましたけれども、これは、菅内閣の新成長戦略の中で、その作成に当たって、幸福観に関する、幸福度に関する研究会が設置をされたんですね。その中で、幸福観の指標を取り扱うに当たって、幸福度なのか、それとも満足度なのかという、こんなところをいろいろ論議されて、ある面では最後の方向づけをされたそうでございますが、知事として、幸福観、実感度、そして、また、後ろに、日本一という、こういうことを掲げられた中に、幸福度なのか、それとも人生満足度なのか、そんなところから幸福実感日本一を決められたか、その辺のところもちょっとお伺いをさせていただきたいなと思います。

知事（鈴木英敬） 今、議員から御質問がありました幸福なのか満足なのかと、これはなかなか切り分けるのが大変難しいところでもありますけれども、内閣府のほうでやっている幸福度に関する研究会においては、先ほど私が少し申し上げたような、外面的な、例えば犯罪率であるとか、インフラの整備であるとか、そういう外面的なところにとどまっているなという印象があります。もちろんああいう部分も参考にできると思いますけれども、先ほど申し上げましたとおり私は、実感というもの、これは大変難しいことでありますけれども、実感ということを大切にしていきたいと。これはやはり、三重県が非常にすばらしい資源をたくさん持っているながら、いろんな恵まれた環境にありながらも、本当に幸せを多くの人に実感していただいているかという、まだまだそれは道半ばではないかなと、そういう思いから、実感とい

うことを大切にしたいと。そういうことで、これからしっかり研究していきたいというふうに考えております。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） どうもありがとうございました。

その辺のところは、満足度とか、やっぱり充実感とか、いろんな豊かさを含めて重複してくるような、こんな中で、幸福実感という、特に実感を重んじて決められたと、こういうことございまして、これからそんな理解で受けとめていきたいなと思っておりますが、それと、調査をするということについては、具体的にこれを調査していくということではなしに、全体の調査の中でこういう傾向をつかんでいくという、こういう説明を受けておるわけでございますが、ブータンの場合は、先ほど言われましたように97%というのは、国勢調査をやって、そこでその調査を、幸福という実感というんですか、幸福という調査をやって、そこで大体その数値を調査していくということでございますけれども、その辺のところから見ると、指標というんですか、数字であらわれてくるというとなかなか難しい面があるわけでございますけれども、その辺のところは、活動の柱というんだか、ポリシーにしていくなのか、それともやっぱりその数値に基づいているこれから活動の方向づけをやっていくのか、その辺のところをちょっと一回お聞きしたいと思います。

知事（鈴木英敬） 幸福実感指標は、目標値みたいなのは設けることはしません、毎年やる意識調査の中でそれをはかって、推移を毎年公表させていただいて、そのビジョンとか、あるいは政策、施策の進捗状況の説明に活用していきたいというふうに考えておりますけれども、一つの政策をやったらこういう幸福観が高まるとかという1対1の直接の因果関係というのはなかなか説明しにくい、いろんな状況の中で複合的に合わさって幸福というのは出てくるというふうな観点から、政策と1対1の形で幸福実感指標を、目標値を定めるということにはしないようには考えておりますけれども、今申し上げたように、しっかり推移をはかりながら、それは毎年公表して、議会の皆

さんの御意見を聞きながら、しっかりビジョンや政策の進捗に活用していきたいと思います。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） 了解しました。

こればかりやっておるわけにいきませんから、ひとつ、これからおいおいそんな考え方等も一回お話を聞ける機会があったらどんどんやっていただきながら、理解をして、少しでも幸福実感ができる、味わえるような、こんなような三重県政のほうにひとつ御努力をしていただきたいと思います。

それで、一つだけ、今回最終案では指標が二つ追加をされておりますけれども、これは恐らく知事の思いのあらわれであるんじゃないかなと、こう思いますけれども、まず1点は、世界に開かれた三重と、それから、局を組織して取り組むスポーツの推進局、これについて、できれば具体的な取組等についてお伺いしたいと思います。

知事（鈴木英敬） 政策のほうでスポーツの推進と世界に開かれた三重という政策を追加したその思いであります。スポーツのほうは、平成33年の国体、それから、その誘致ということで、一体感を醸成していきたいと、今、この閉塞感ある中で、その閉塞感を打破していきたいと、それから、ふるさと三重、自分たちの住んでいる地域に対しての誇りを持つ、そんな機会にもなってほしい。世界に開かれた三重というのまさにそういうことで、これもまた、自分たちの地域に対する思い、それから一体感、そういうのも出していきたいと、そんな思いで書かせていただきました。

大手旅行会社のデータの中でも出ているんですが、自分の地域を好きだと、自分の地域はいい地域だと思っている人の割合が多い地域ほど観光客もたくさん来ているというデータも出ていますので、来てくれ来てくれというだけじゃなくて、まず自分たちが自分の地域に誇りを持ち、思いを持つということが大切だという、その一つの手段というか、方法として、スポーツや世界に情報発信をしていくということは大切なんじゃないかなと、そう考えまし

で政策として追加をさせていただきました。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） ありがとうございます。

特に世界に開かれた三重というのは、観光とか、それからあと交流とか、そんな面もあろうかと思いますが、スポーツは今期、知事のほうもいろいろ、国体誘致も含めて決意も新たにしていますので、どうぞひとつ、これからの両指標の充実のほうもまた御期待いたしたいと思います。

それと、次に、人口減少社会の本県の取組についてお伺いをしたいと思いますが、この人口減少社会につきましては、先ほど永田議員のほうから少子化の問題についていろいろお話がございましたが、ちょっとダブる面があるかもわかりませんが、特に国連の調査によれば平成23年10月末日で世界の人口が70億人になったそうでございまして、地球上の人口は紀元前2500年で約1億人あったそうで、それが、紀元1800年、いわゆる200年前が大体10億人、それから、1900年が20億人、それから、1960年で30億人、1974年で40億人になり、増えるスピードが急速に速くなって、あっという間に70億人になりました。このままでいくと、40年先の2050年には95億人ぐらいまで人口が増えると言われております。つまり、あと40年後は今よりも1.35倍の人口になるとと言われております。地球の大きさは変わりませんから、地球はどんどん狭くなって、食料や水、エネルギーや土地等、私たちが生きていく上で必要なものの確保がますます難しくなることは理解できる話であります。

地球全体の人口が爆発的に増える中、日本では確実に人口が減り始めています。高齢者の割合が爆発的に増える中で、人口減少社会への懸念から様々な問題が生じております。国においてはいろいろ論議をされておりますが、その一つに年金問題なり、二つには医療問題、また、三つ目には人口減少による産業とか社会のシステムの維持が難しくなるとか、それから、生産年齢人口が極端に少なくなる。今は失業問題が課題でございまして、いずれ、生産を維持するための人口がこのままでは少なくなって、経済を維持することも大変難しくなっていく。それから、介護の問題、看護の問題、それから、

それに伴っての、現役を引退した高齢者や家庭に入っている主婦へもう一度社会参加を呼びかけるような問題。その他、必要な子どもの数を増やすこともこれからの大きな課題であろうと思いますし、先ほど知事のほうからは少子化問題等についていろいろお話をいただきましたが、三重県も2010年に実施された国勢調査で50年ぶりに人口減少傾向を迎えたわけですが、知事は人口減少社会をどのようにこれからとらえていこうとされておるのか、お伺いをいたしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 人口減少社会に対する受けとめということでありませけれども、先ほど議員からも御指摘がありましたように、平成22年の国勢調査の結果、日本の人口は減少に転じ、三重県の人口についても国と同様、減少局面に入りました。

人口の減少は、地域コミュニティーや経済産業など、社会のあらゆる面に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、社会保障制度をはじめ、人口が増加することを前提につくられてきたこれまでの社会の仕組みなどを見直していく必要があります。

こうした本格的な人口減少社会の到来や、東日本大震災や紀伊半島大水害などの大規模な自然災害の発生、世界的な経済不況など、私たちの社会には大きな枠組みの変化が起こっており、第三の分水嶺とも言うべき大きな時代の転換期を迎えていると認識しております。

私は、このような時代の転換期にあって、勇気と気概を持って、その先にある新しい三重をつくっていきたいと考えております。

人口減少ということでありませけれども、要はそういう人口減少社会にあっても、県民の皆さんが幸福を実感できる、そういう取組をやっていくかどうかということが大切なことではないかというふうに思っておりますので、そういう意味では、みえ県民力ビジョンでお示しさせていただいている政策を着実に実行していく中で、そういう人口減少社会でも県民の皆さんが幸福を実感できるような、そういう形をしっかりと実現してまいりたいと思って

おります。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） 知事、どうもありがとうございました。

今の答弁で知事の人口減少社会に対する一端を少し聞かせていただきましたが、しかしながら、人口減少社会においても県民が幸福を実感できる三重をつくっていくというのはなかなか、ある面では困難なことではないかと思えます。人口減少により地域の活力が失われていくことになるでしょうし、活力が失われれば県民が幸せを実感することはいよいよ難しくなっていくのではないのでしょうか。

午前中の永田議員の一般質問でも、我が国の人口減少社会を生み出している少子化について、その対策の重要性についても質問があって、いろいろ答弁をされておりますが、国、都道府県、市町村、それぞれのレベルで、また、民間企業等も子育て環境の整備等に取り組んでいるということではお聞きをしておりますが、即効薬となる解決方法がないからこそ、ここまで少子化が進行してきているということも事実でございます。また、知事も答弁をされましたが、少子化の要因である若者の結婚観に対する価値観の変容とか、晩婚化、そしてまた未婚化の進行にどう対処していくというのはある面では一朝一夕に解決できるものではありませんので、人口減少社会においても元氣な三重をつくっていこうとする鈴木知事の決意には、私はエールを送りたいと思います。ぜひともやっぱり、少子化に対する具体的な取組、そして、また、できれば目に見えるような取組、例えば、午前中のところもちょっと触れるわけでございますが、午前中は、岐阜県では、婚活推進事業という、こういうところも御紹介をされましたし、鹿児島県では世話やきキューピッド事業とか、それから、秋田県では少子化対策応援ネットファンドとか、それから、ある県では、少子化対策室という、こういうところを設けて本格的に取り組んでおられるということでございますので、知事のほうにおかれましても、今はざっくばらんとしか、少子化、そして、また、人口減少という点については政策的にはわかりにくいところもございますので、今後は目に見

えるような、そういう面での推進というのをぜひともひとつ要望させていただいて、時間もございませんので、要望にとどめておきたいと思います。

次に、県有財産の資産活用についてでございますが、去る11月22日知事は、本定例会11月会議の議案等の説明に先立ち、当面の県政運営に当たっての考え方について述べられました。

この中で知事は、10月補正予算での紀伊半島大水害による災害復旧費等の計上や、12月補正予算での東日本大震災の影響等による県税収入の大幅な減額等により、財政調整基金の残高が約15億円と、昨年同時期の約159億円と比べ大幅な減少となり、平成24年度の財政状況は一層深刻な状況にあるとの認識を示されました。このため、平成24年度の予算編成に当たっては、基金の有効な活用や県有財産の積極的な売却など、あらゆる財政確保に取り組むとの方針を述べられております。

このうち基金の有効活用については、今回の三重県土地開発基金条例の改正により取り崩し規定を設け、一般財源として活用しようとしていますが、どの程度の金額を予定されているのか、まずお伺いをいたします。

次に、県有財産の売却等を含めた利活用に関し、県当局におかれましてはこれまで、平成17年度に第1次県有財産利活用計画、これは平成18年から20年度まで、平成20年度には第2次県有財産利活用計画、これは平成21年から23年度を策定し、それぞれ3カ年の計画期間内において未利用財産の売却等の取組を進め、第1次の計画期間内に約11億円、そして、第2次の計画期間内では、平成23年9月末現在で約5億6000万円の、それぞれ売却実績があったと聞き及んでおります。

ところで、平成18年度から3カ年を計画期間とする第1次県有財産利活用計画では、資産アセスメント調査結果に基づき、対象として設定された28施設について売却等を含めた有効活用を図るとされましたが、旧県大谷公舎をはじめとする9施設については処理に至らず、第2次県有財産利活用計画において引き続き対応することとされました。この平成21年度から本年度までの3カ年を計画期間とする第2次計画では、前期1次からの継続分の9施設

に加えて新規10施設が対象資産とされ、個別利活用計画に基づく取組が進められております。

県当局におかれましては、これを着実に推進するため、プラン・ドゥー・チェック・アクションのマネジメントサイクルを設定し、毎年実績を評価、検証することをされていますが、その進捗状況、取組の成果等についてお聞きをします。

特に第1次計画から引き継いだ9施設につきましては、既に前期計画から6年が経過することから、少なくとも今期の2次計画が終了するまで、今年度末までにはすべてについての売却等の何らかの処理がなされるべきと考えますが、その見通し等について当局の答弁をお伺いし、あわせて、平成24年度予算で、県有財産利活用分でのどの程度捻出をされようとされておられるのか、お伺いをいたしたいと思えます。

〔植田 隆総務部長登壇〕

総務部長（植田 隆） 私からは、財源確保策としての県有財産の活用について3点お答えさせていただきます。

まず、一つ目でございますが、土地開発基金の取り崩しについてでございます。

本県財政の現状につきましては、議員御指摘のように、12月補正予算後で財政調整基金の残高は約15億円となっております。これは昨年同期の約159億円と比べまして大幅な減少となっております。平成24年度の財政状況は、当初予算調製方針をお示しさせていただきました10月の時点よりもなお一層、深刻な状況となっております。このため、平成24年度の当初予算の編成に当たりましては、基金の有効活用でありますとか県有財産の積極的な売却など、あらゆる財源確保に取り組んでいるところでございますが、土地開発基金につきましても最大限活用していきたいと考えております。

しかしながら、これらの取組を行ってもなお財源不足が見込まれることから、今後、大規模臨時的事業などの先送りでありますとか、総人件費の抑制などのさらなる見直しを図っていきたいと考えております。

二つ目は、課題のある9施設の利活用についての進捗状況等についてでございます。

平成18年度から20年度までを計画期間といたします第1次の県有財産利活用計画におきまして、売却の目標額を約10億円と設定しておりましたが、約11億円の売却の実績を上げたところでございます。しかし、議員御指摘の旧大谷公舎をはじめといたします9施設につきましては、平成23年度の定期監査結果報告書でも御指摘をいただいておりますけれども、売却に至らず、平成21年度から23年度までを計画期間といたします第2次の県有財産の利活用計画に引き継いだところでございます。

この第2次計画におきましても、現在、引き続き未利用財産の売却に努めておりまして、売却目標額6億円に対しまして、現在、約5億6000万円の実績となっております。なお、第1次計画から引き継ぎました9施設につきましては、2施設が売却ができました。1施設については駐車場への転用を図ったところでございます。しかし、残る6施設につきましては、売却条件の整備でありますとか、有効活用策の検討を行ってところでございまして、この6施設につきましては、関係者等との調整など課題が多く、残る期間内での処理は難しい状況となっておりますけれども、できるだけ早く売却や有効活用策の決定に至るよう、今後とも努めてまいります。

三つ目の平成24年度の県有財産の売却見通しでございます。

三重県行財政改革取組の中におきまして、県有財産の利活用を進めるとともに、新たな財源確保対策として、本年度中に新たな県有財産利活用計画を策定することとしております。

この計画におきましては、未利用の県有財産の売却に当たっては、新たにインターネットオークションなどを活用し、積極的な売却を行うとともに、貸し付けなどの手法も検討いたしまして、未利用の県有財産を有効に活用することを考えております。

こうした中、平成24年度は、第1次及び第2次の県有財産利活用計画において着実に取り組んできた結果、売却可能の資産は次第に減少をしてきてお

る状況ではございますけれども、おおむね1億円の収入を目標に、未利用の県有財産の積極的な売却に努めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） 答弁、ありがとうございました。

答弁漏れのほうでは、基金のほうのどれぐらいの金額が出てくるかということと、それから、あと、平成24年に向けて資産売却のほうでどのくらい、目標というか、実質、予定をされておるのかと、捻出するののかということところがちょっと聞き取れなかったので、もしあれでしたらまたお答えいただきたいのと、それから、私が次の質問をしようかなというところを既に答弁されておるような気がするわけですが、とりあえず来年度予算の、平成24年度予算に向けての基金と、それから、あと、県有財産の売却のところでのどのくらい実績として捻出できるのかという、そのところ、もう一度お願いしたいと思います。

総務部長（植田 隆） 現在、土地開発基金につきましては、全体で134億円余りでございます。ただ、そのうち、土地での所有でありますとか、土地開発公社への貸付金等々がございまして、現金で持っておるのが約92億5400万円でございます。それで、今回、12月補正予算におきまして51億5500万円予算計上しておりますもので、残高としては約40億円余りということになるかと思っております。

それから、平成24年度の県有資産の売却でございますけれども、おおむね1億円をめどに、目標に、土地の有効活用というのか、処分をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） ありがとうございました。

基金のほうでは約40億円ぐらいという、その中には、病院のほうへ出さなきゃいかんという、こういうところもあるかと思っておりますが、県有財産の活

用では、1億円というのはちょっと、幾ら何でも少ないような気がするわけ
でございますので、ひとつ引き続いて努力をお願いいたしたいなと思います。

それと、計画外の財産で売却が可能である未利用資産等について、順次売却等が行われていますけれども、これらの売却の中には、一般競争入札で数回繰り返しても応札者がいないような事例、そして、また、予定価格に達せず、不調に終わった事例もあるとお聞きをしております、対象財産の個別具体の状況によりますが、これらの財産については、先ほど言及したマネジメントサイクルをより一層活用して取組を検証することにより、入札を繰り返すだけではなしに、具体的に有効な財源確保策として機能されるために、応札者を増やすための取組やら、売却から貸し付けへの切りかえなどの工夫がより一層求められるというぐあいに思いますけれども、これについても見解があればお伺いをしたいと思います。

総務部長（植田 隆） これまで一般競争入札によりまして県有財産の売却を行う中で、議員御指摘のとおり、応札者がなく入札が不調になるという事例もございました。

こうした売却困難な物件につきましては、入札不落でありますとか不調になった物件の検証を行うとともに、これまでの一般競争入札や随時売却に加えまして、インターネットオークションなどを利用してさらに広く公募するなど、これまで以上に積極的な売却を行いたいと思っておりますし、さらに、売却から貸し付けへの切りかえなどにつきましても検討を進めていきたいと考えております。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） ありがとうございます。

売却から貸し付けへの切りかえということで、特に売却不能なところについても、いろんなところ、方策を駆使して、せっかくの県有財産でございますので、財源の妥当なところに活用、そして、また、収入に近づけていただきたいと思います。

最後に、第2次計画については、先ほど言及をいたしましたとおりに本年

度が最終年度でありますから、今次の計画期間内で完結できなかった事案を含めて平成24年度以降を対象として新たな計画が設定されるということになるかと思いますが、新計画においては、財産、資産の適正な管理はもとより、売却や貸し付け等を一層推進していただくとともに、県当局におかれましては、これが財産確保策として十分機能するよう、適切な進行管理が行われるよう要望しますが、その計画の現時点での、第3次ですか、現時点での基本的な計画があればお伺いをいたしたいと思います。

総務部長（植田 隆） 新たな県有財産の利活用計画につきましては、平成24年度から27年度までを対象期間といたしまして、次の三つの取組を進めていきたいと考えております。

まず、一つ目は、未利用の県有財産の積極的な売却と有効活用についてでございます。なお、未利用財産の売却に当たりましては、これまでの取組の検証を行うとともに、新たにインターネットオークションなどを活用して、積極的な売却に努めていきたいと考えております。

また、自動販売機の設置場所の貸し付けなど、県有財産の余裕スペースを活用した財源確保にも取り組むほか、新たに公用車への広告の掲載の導入についても進めていきたいと思っております。

二つ目は、現在、東紀州地域の職員公舎の整備を民間資金を活用して進めておるところでございますが、このように、施設整備でありますとか管理に係るコストの平準化、縮減を図るため、民間活力を活用した施設整備及び管理手法の積極的な導入を図りたいと考えております。

最後、三つ目でございますが、施設の適正な維持保全のために、新たに県有施設の適正保全計画、仮称でございますが、を策定し、施設の長寿命化を図ることによりまして、施設保全、コストの平準化でありますとか縮減を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） どうもありがとうございました。

第2次計画の中で、なかなか実行できなかった、また、いろいろ課題もあるかと思ひまして、どうぞひとつ第3次計画の中で少しでも目的が達成できるように、どうぞひとつ一層の御尽力、努力を御期待申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

長良川河口堰に対する知事の考え方ということで、長良川河口堰は、平成7年3月に本体工事が完成し、同年7月から本格運用が開始をされて16年たちました。河口からの塩水遡上を防止する河口堰が完成したことから、河床の大規模なしゅんせつ工事が可能となり、大雨の際の洪水に対する流化能力が高まり、あるいは、河口堰上流域が淡水化されたことにより、水道用水、工業用水の安定的な取水が可能となりました。また、取水、利水の両面で大きな効果を発揮していると理解をしております。

一方、皆さん方御承知のように、大村愛知県知事、河村名古屋市長が河口堰の開門調査を明記したアイチ・ナゴヤ共同マニフェストを掲げて、平成23年2月の選挙で当選をされました。その後、愛知県は河口堰の検証を始め、先日、専門委員会が5年以上の開門調査を行うべきとの報告を有識者会議にしたと、こういう報道がされておるところでございます。

一方、岐阜県議会では、河口は塩水の遡上防止に効果を果たしているとし、長良川河口堰の建設目的に即した適正運用を求める決議が賛成多数で決議をされており、その中で、「近隣地域において、長良川の治水をめぐる先人の努力や過去の経緯をないがしろにするような意見が見受けられる」と、開門調査を行うべきとの議論に反対をする動きをされております。

河口堰の建設、運用に至る過程におきましては、三重県の住民も巻き込んだので、反対、賛成、様々な議論がありました。現在の河口堰は、こういった経緯や、沿川住民、地元住民などの多大な協力のもと完成をし、洪水や塩害と闘ってきた地域にとって欠くことのできない施設でございます。

また、北中勢地域の発展を支える工業用水、住民生活を支える水道水の安定した供給にも貢献をしていることを勘案すれば、私は、この開門調査の実施は到底容認できないと、このように考えておりますが、河口堰の必要性

については、愛知県の議論、岐阜県での動きなどの報道にあわせ、鈴木知事のコメントも目にし、そして、耳にしているところではありますが、改めてこの議場で知事のお考えをひとつお聞きいたしたいと思います。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 長良川河口堰について改めてということですので、先ほど議員から御指摘いただいた、触れていただいたこととも多少重複する部分があるかもしれませんが、答弁させていただきたいと思います。

長良川河口堰は、治水と利水を目的として、平成7年に完成し、運用がなされています。昭和35年に予備調査開始以来、36年という長い年月を要した大きなプロジェクトですが、完成に至るまでには、環境問題や治水対策めぐり、全国の注目を浴びる中、地域住民の方々を巻き込んだ賛否両論の激しい議論が行われました。この間、地域の方々には大変御心労をかけた上に、最終的には、漁業者の方々など、皆様の多大な御理解と御協力をいただいた上で完成したものであります。

桑名市長島町などの長良川河口部の地域は、伊勢湾台風により壊滅的な被害を受け、また、高度成長期には地盤沈下が進行し、海拔ゼロメートル以下の区域が拡大するなど、治水対策は重要な課題でした。このため、塩水の遡上を防止する河口堰を設置した上で、大規模なしゅんせつが実施されました。この結果、例えば河口堰運用後の平成16年の台風23号では、毎秒8000立方メートルと計画を上回る流量となりましたが、長良川下流部では被害は発生せず、大きな治水効果を発揮しています。

また、利水面においては、河口堰運用前は木曾川からの取水に頼っていましたが、平成6年の渇水時には、ユーザー企業は海外からの水の輸入を検討したり、タンカーで水を他地域から運搬するなど、水の確保に奔走されました。生産調整なども合わせると、約150億円の被害が発生しました。しかし、河口堰完成後は、長良川からの取水により、中勢地区の31万人への水道用水として、あるいは北中勢地区の74社83工場への工業用水として安定的に供給できるようになり、本県の生活基盤、産業活動の基盤として重要な役割を果

たしています。

このような中、愛知県では開門調査の議論がなされていますが、開門すれば塩水が遡上することになり、塩害の防止や工業用水等の取水に支障が出るなど、極めて大きな影響があると言わざるを得ません。長良川河口堰は本県にとって重要かつ必要な施設であり、私としては開門調査の必要があるとは判断していません。

なお、愛知県の専門調査会への対応については、まずは、そもそも事業主体である国土交通省、独立行政法人水資源機構が判断されることだと思っています。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） 知事、どうもありがとうございました。

改めて、決意というんですか、聞かせていただいて、力強く感じさせていただきました。

そこで、愛知県では、長良川河口堰検証専門委員会という、PTってよく言っていますが、これがあって、いろいろ今、論議をされておるわけですが、その中に、開門調査費用、開門せよということで、その調査費用については、できればひとつ関係する自治体のところで持っていただいたらどうやと、こんなようなお話が何か出てきたそうございまして、開門調査費用というのは約1億円ぐらいかかるそうございまして、そんな話が出てきて、じゃ、岐阜と三重で5000万円ずつ持っていただいたらどうやと、こんな話もちょうと漏れ聞こえてくるわけでございますけれども、その辺のところもひとつ、一回きっちりとした知事の判断というのをお願いしたいと思います。

知事（鈴木英敬） 先ほど申し上げましたとおり、開門調査の必要はないと私は思っておりますので、愛知県の専門委員会の皆さんが費用負担のことをいろいろおっしゃっておられますが、費用負担の検討さえもする状況にないと考えております。

仮に愛知県のほうがその専門委員会のを受け入れてそういう費用負担を強

行に主張される場合には、それは、我々は、開門調査が必要だと言っている以上、愛知県で負担していただくと、そういうことなんじゃないかと筋としては思っております。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） ありがとうございます。

そういう答弁をまたいただいて、ひとつ地元の皆さん方も大変安心をしてみえるんじゃないかなと、こうやって思いますので、引き続きこの問題についてもどうぞよろしくお願いいたしたいと思います。

最後に、時間がございませんけど、木曽岬干拓の土地利用と、そしてから、あと、伊勢大橋のかけかえの事業でございますけれども、木曽岬干拓につきましては、まず、今日までいろいろな議員の方から御質問をいただいておりますが、私は、基本的には、土地利用計画を短縮して、あの土地を高度利用していこうと、こういうことでいろいろ努力もいただいておりますので、売買契約に関する東海農政局との協議、そしてから、愛知県等、3分の1ほど土地がございますから、愛知県等の関係機関との協議、そしてから環境アセスメントを含めて引き続き協議が今日までなされてきたと思いますけれども、今日までの協議内容と将来の土地利用に向けた検討結果があればお伺いをいたしたいと思います。

それと、伊勢大橋のかけかえ等については、もう建設して七十数年もたっておりますので、もう一丁地震が来るというような形になりますと一つの橋が落ちるということでございますので、ひとつこの辺の現状等についてもお伺いいたしたいと思います。

〔梶田郁郎政策部理事登壇〕

政策部理事（梶田郁郎） 私のほうからは、木曽岬干拓地の土地利用の関係についてお答えさせていただきます。

木曽岬干拓地につきましては現在、アクセス道路工事や伊勢湾岸自動車道の北側でわんぱく原っぱの盛土を行っているところでございます。このわんぱく原っぱにつきましては、本年度測量、設計を実施しまして、来年度工事

を施工しまして、平成25年度に供用開始する予定となっております。その後、東海農政局との売買契約に基づきまして5年間供用した後、平成30年度から都市的土地利用への移行が可能となっております。

伊勢湾岸自動車道の南側につきましても、順次土地利用を進めていくこととしております。

木曽岬干拓地で都市的土地利用を図っていくということは、地域振興や地域経済の活性化の観点からも重要であるというふうに考えております。また、地元木曽岬町からも、地域の雇用、税収につながる都市的土地利用が望まれているところでございます。

木曽岬干拓地は名古屋大都市圏に近くて都市的土地利用を図っていく上で有利な状況ではございますが、一方では軟弱な地盤の上にあるという状況もございます。このため、立地可能な業種制約がございますので、これまで地質調査等の基礎的調査を実施しておるところでございまして、本年度は、道路、水道等の社会基盤整備に係る調査を実施しております。

今後、税収、雇用の確保の観点や、これまでの基礎的調査の結果を踏まえて、さらに調査検討を進めますとともに、地元市町、愛知県等、関係機関と調整を行いまして、都市的土地利用への転換が円滑に行えるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔北川貴志県土整備部長登壇〕

県土整備部長（北川貴志） 伊勢大橋についてお答えいたします。

伊勢大橋は、国道1号の揖斐川、長良川を渡る橋として昭和9年にかかけられまして、長年の風雨や海からの塩害の影響によりまして老朽化が著しい状況です。また、交通量も多く、慢性的な渋滞も発生しております。このため、国土交通省において直轄事業で、伊勢大橋の前後を含む延長2.1キロメートルについて、かけかえと4車線に拡幅するための事業が進められております。

現在の状況ですが、今年から橋梁かけかえ箇所周辺の動植物調査と漁業調査に着手するなど、工事着工に向けた準備が進められていると聞いておりま

す。

県といたしましても、今後も伊勢大橋かけかえ工事の早期着工に向けて、あらゆる機会をとらえ国に対して強く働きかけてまいりたいと思っております。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） どうもありがとうございました。

特に木曾岬の進捗状況については、取りつけ道路等のところについても話でしたが、特にこれからの土地を高度利用していくということで、12月1日の稲垣議員の質問のところで、木曾岬干拓のメガソーラー設置は具体的に進んでいるのかとの問いに知事は、多角的に調査をしている、高圧線へのつなぎ込みに相当費用がかかるのも課題である、引き続き実現の可能性を探りたいとの答弁がございました。

私もメガソーラー構想の検討については大いに結構でございますし、賛成をするわけでございますけれども、木曾岬町の思いというのがどこにあるのかなと少し考えさせていただきますと、恐らく木曾岬町とするならば、恒久的に土地を利用できるものと、そして、あわせて、雇用がある程度確保できるもの、そして、町財政が潤う、こんなところで、町にとってメリットな方策を望んでいるのではないかなと、このように仄聞をするわけでございますけれども、こんなことを考えていくと、いろいろこれからの構想等については次のいろんな点があるかと思えますけれども、知事、この辺のところをメガソーラー構想というのも一つの方法だと思いますけれども、このところについて、ちょっと御所見があればお伺いをいたしたいと思えます。

知事（鈴木英敬） 木曾岬町の町長はじめ皆さんの思い、先ほど議員から御指摘があったような雇用とか町財政のこと、おっしゃっておられましたので、いろんな可能性を探る中では、全部をメガソーラーみたいなものにしていくのがいいのか、そういう雇用を生むような部分と分けて使うのがいいのか、そういういろんなオプションを、町の皆さんの思いをしっかりとよく聞きながら、協議しながら、いろんな可能性を探っていきたいと思っております。

〔48番 山本 勝議員登壇〕

48番（山本 勝） 知事、どうもありがとうございました。

特にこのメガソーラー構想につきまして、今、埋め立てておるわんぱく原っぱという、こういう構想もあろうかと思えますし、これからのあれですけど、今、対象外のところもあろうかと思えますので、そんなところもひとつ、一回、可能性のところをお探りいただいて、木曾岬町が望んでおる、こういう構想を、ぜひとも早期にひとつ実現をしていただきますようお願いを申し上げます。私の質問をこれで終了させていただきます。

どうもありがとうございました。（拍手）

副議長（中村進一） 40番 日沖正信議員。

〔40番 日沖正信議員登壇・拍手〕

40番（日沖正信） 改めまして、皆さん、こんにち。いよいよ今議会一般質問最後の登壇者でございます。いなべ市・員弁郡選出の新政みえ日沖正信でございます。

議長より登壇のお許しをいただきまして、ありがとうございます。

先ほど山本勝議員のほうから、今日は北勢デーということで、事前に御紹介をいただきました。私は、北勢も北勢、北端のいなべ市の出身でございます。

質問に入らせていただく前に一つお礼を申し上げたいと思いますけれども、私が日ごろ利用させていただいております三岐鉄道が、さきの台風12号の災害で架橋が被災されまして、県のほうにも補正予算で格別の御協力をいただいております。復旧に向けて鋭意取り組んでいただいておりますのでございまして、既に仮復旧はしまして私も乗らせていただくことができているわけでございますけれども、ひとつ感謝を申し上げまして質問に入らせていただきたいというふうに思います。

それでは、一つ目の通告させていただいております質問から始めさせていただきますけれども、市町村合併後の検証とまちづくり支援についてということとさせていただきます。

改めて申し上げるまでもないことですが、平成の大合併につきましては、少子・高齢化時代の社会保障の負担増や、国、地方の将来への財政悪化などが予想されることから、スケールメリットを生かしての行財政の効率化、高度化を行うとともに、財政基盤の強化を図り、持続的な発展が可能な体力ある新しい時代へのまちづくりを進めるためということで、国の示されます合併特例法のもとに大合併が推進されてきて、皆さんも御記憶のとおりでございますが、三重県内でも平成15年12月のいなべ市を皮切りに平成18年1月10日の大台町の合併まで実に16件の合併が成立しまして、69の市町村から、現在の29の市町に再編されるに至りました。

この合併においては、合併特例法によりまして、合併特例債であるとか、また、交付税の算定がえ、さらには、県の施策として市町村合併支援交付金を交付するなど、いわゆる当時あめと言われた部分が大きく合併を後押しする要因にもなりまして、将来への右肩上がりの成長がなかなか望めない近年の時代に入ってまいりまして、合併によって将来への活路を見出そうということで様々な課題を乗り越えられまして合併されました市町におかれましては、今現在も特例債などを活用しながら鋭意新しい時代のまちづくりに取り組んでおられます。

そのような中にありまして、今年3月、東日本大震災が起こったことで、災害の復旧、復興が急務となったために、被災地域の合併特例債の期限を延ばす措置が図られたところでございますけれども、このたび、さらに政府は、被災地に対して10年の延長措置とあわせて、被災地以外の合併自治体についても、東日本大震災を教訓に防災計画の変更などに伴い施設建設計画を見直す自治体が多いとして、5年間の期限延長を図るため、特例法の改正を今国会中に行おうとしておられます。これが成立いたしますと、特例債が使える期間にさらに5年の余裕ができることから、我が県の合併市町にも当然大きく影響が及ぼされるものというふうに考えられます。

それぞれの市町で特例債が使える限度額も違いますし、財政規模、財政状況も違いますので条件はまちまちでございますけれども、どの市町におかれ

ましても有利な合併特例債の期限延長を効率的に活用し、防災対策も含めてより積極的なまちづくりに取り組んでいかれることが大いに期待できることであり、県としてもぜひ、この5年の延長が最大の効果を生むように、市町への協力をしっかり行っていただくよう求めたいところでございます。

ここで、参考資料として一つ見ていただきたいんですけども、（パネルを示す）ちょっとこれ、数字がはっきりわかるかどうかわかりませんが、合併特例債限度額と消化率ということで参考にいただいてまいりましたが、それぞれの市町の、左から標準全体事業費、事業費ベースの全体使える額はどれだけか、そして、その右が95%、特例債で認められるのは95%までということで、その95%の額と、それを見合わせて、一体どれだけ今の段階で特例債が消化されておるかということを見れるものなんですけれども、一番右端が消化率ということでございまして、大体一番初めに合併したいなべ市が95%の特例債で借りられる分の限度額210億円に対して38.2%、一番初めに合併した、平成15年に合併したいなべ市で今の消化率がこんなものです。ほかに早かったのが、桑名市とか志摩市とかがあるわけでございますけれども、大体今のところ、30%から40%の間が平均。平均の数字ですと一番下の31.7%になるわけなんですけれども、大体30%から40%の消化率の現状にあるようでございます。

そこで、このようなことを踏まえまして、県はどのようにとらえて対応されようとしているのかお聞きしていくわけでございますけれども、まず、この5年の延長は、我が県内の合併市町の現状を踏まえて見た場合にどのように影響するのか、大きくメリットがあるというふうにとられておられるのか、お聞きをいたしたいというふうに思います。

また、いざ延長となりますと、市町では現行の10年間の財政計画の見直しなどにより、市町議会の議決を要する建設計画の変更も伴ってくるということでございますが、建設計画の見直し協議などに県も協力や参加をしていくこととなるのか、県のかかわり方を聞かせていただきたいというふうに思います。

そして、あわせてこの機会に、今回も申し上げたいんですけれども、合併後の検証を行うことについてしっかりと検討いただくように改めて求めたいというふうに思います。

実は議会で何回も取り上げていますので、くどいというふうに思われるかもしれませんがけれども、奥野議員もいつも、合併時の生き証人の立場から、合併後の行く末についても聞かれておりますので、私も何度となく繰り返しておりますけれども、なかなかしっくりとした見解をいただいていないものですから、ぜひ新しい鈴木知事に御見解を述べていただきたいということで、あえて再度質問をさせていただきます。

いつも、検証は一義的には市町のことと話をそらされますけれども、県は合併することの優位性を訴えながら先頭に立って合併推進の役割を担ったわけですので、当然、合併後の市町の状況は常に把握しつつ、必要な支援をしていかなければならない責任があるはずと思うんです。それに、合併市町の行方が当然、三重県全体の発展にもかかわってくるわけですから、県も当事者であるとは思っております。合併を推進したからには、合併した後のまちづくりが住民の方々の目にどう映っているのかをきちっと一度検証し、さらに将来へ続くまちづくり、地域づくりに役立てていく義務があると思うんです。

野呂知事の時にはある時期にはそのようなことも必要と思うというような程度の感じで答えていただいたこともありましたが、このたびは、はつらつと夢と希望を持った鈴木知事に、ぜひ三重県内の合併した市町の合併効果の状況の実感もあわせながら、平成大合併の検証というものを10年の節目が近づきつつある中で具体的に検討いただきたいということで、お考えを聞かせていただきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

〔鈴木英敬知事登壇〕

知事（鈴木英敬） 日沖議員から御質問いただいた点のうち、私のほうからは合併の検証について答弁させていただきます。

合併については、自治体の規模が拡大することに伴う行政運営の効率化、

広域的な視点によるまちづくりの展開、専門性の向上による住民サービスの向上、そういうのがなされる反面、周辺地域の活力の低下等の課題もあると認識しています。また、県内には、合併を選択しなかった市町もあります。理由は様々と思われませんが、結論に至るまでには、合併市町と同様、地域における真摯な議論があったものと思います。これからの分権時代においては、地域住民が、自分たちのまちは自分たちでつくる、そういう意識を持つことが重要であり、合併の有無にかかわらず、このような真摯な議論が行われたことは今後のまちづくりに寄与したものと考えております。

合併の検証については、合併は地域の将来を見据えて行われるものであり、その効果があらわれるまでには一定の期間を要すると考えられ、また、市町村建設計画は10カ年度を基本としていることを踏まえると、しかるべき時期にそれぞれの市町において行っていただくものと考えております。

県としましては、今後も引き続き各市町と連携、協力しながら、合併後の状況と課題の把握に努めてまいります。その上で、各市町の合併の効果、そういうものの把握を踏まえた上での各市町に対する必要な支援、そういうものに努めてまいりたいと考えております。

〔梶田郁郎政策部理事登壇〕

政策部理事（梶田郁郎） それでは、私のほうからは、合併特例債の期限延長に伴います県内市町への影響とか、今後の建設計画の変更の関係の県の取組についてお答えさせていただきます。

まず、合併特例債は、合併後の市町村が新しいまちづくりのため、市町村建設計画に基づいて行います建設事業に要する経費、これについて、合併後とその後の10年間に限ってその財源に起債できるものでございます。

本年8月に、東日本大震災発生後の合併市町村の実情にかんがみまして、被災市町村につきましては5年間の期間延長がされております。今国会におきましては、この法律を一部改正しまして、東日本大震災の被災市町村以外の合併市町村についても5年間の期間延長をするための法案が審議されているところでございます。

この合併特例債の建設事業に係る起債状況につきましては先ほど議員の御説明にありましておりでございまして、起債限度額3336億円に対しまして約1059億円となっております。合併特例債の発行期間の延長が行われることにつきましては、東日本大震災や紀伊半島大水害により防災施設整備計画の変更等を検討している合併市町も見受けられますので、これらの変更に対応できるということで、より計画的、効果的な事業が実施できるものというふうに考えております。

県としましては引き続き、合併特例債の運用に関しまして、市町からの相談に的確に対応するとともに、適切な助言を行ってまいりたいと考えております。

また、合併特例債の発行期限が延長されれば、延長されました期間も事業を実施したいという市町村におきましては、市町村建設計画の変更が必要となりまして、その手続として知事への事前協議が必要となります。県としましては、市町村建設計画の変更に際しましては適切かつ迅速に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

40番（日沖正信） まず、特例債の期限延長に対する県のかかわり方ですが、知事の前協議が建設計画の見直しに対しては必要ということで、しかるべき場面場面で市町とよく御協議をいただかんらんことあると思っておりますので、ぜひ市町が将来につながっていくように、ひとついい形の協力関係の中で進めていただきたいというふうに思います。

それと、もう一度これだけ聞かせていただきますけれども、合併後の検証については、市町村合併後の状況という冊子をまとめていただいて、平成20年12月に我々もいただきました。これは、そのとおり、現状が分析されているいる載っていますけれども、それは貴重な資料でございますが、やっぱり住民目線で、住民にとってどうとらえられておるのか、合併というものが、それが住民にとって実感されるメリットがあるのか、デメリットはどうなん

や、将来に向けて合併の実感をどうつなげていっていただきたいと住民の方々は願っているのかなど、やっぱり住民目線でしっかりと一度検証いただきたいなというふうに思うんです。

この平成20年12月にまとめられた市町村合併後の状況の冊子の最後のまとめの結びの部分にも、「今後も引き続き、市町と連携しながら、合併の状況と課題の把握に努め、合併市町に対し必要な助言・支援等を行うとともに、中・長期的な市町村合併の効果の検証へとつなげていきたいと考えています。」と明記されております。ですから、何年と言いませんけれども、平成15年に第1号の合併が起こってからもう8年経過します。そのうち10年になります。どうか、この辺のあたりで一遍検証を行うつもりで準備を始めたいと思いますというような、そういうもうちょっと明確な話を聞かせていただきたいんですけれども、今のところ聞きますと、全くその予定もつもりもないと、何度もここで質問をさせていただいておってもなかなか答えていただけないということで、やっぱり県は合併させた責任があるわけなんですから、もうちょっと感じていただきたいと思うんですが、もう一度聞かせてもらえませんか。ちょっと時間が経過してきますけれども、お願いします。

知事（鈴木英敬） 先ほども申し上げましたけれども、合併、各地域がその思いの中で議論をしていただいて選んでいただいたことですので、検証というのは地域の将来を左右することでもあるので、一義的にはやはり検証は各市町でやっていただきたいとは思っておるんですけれども、先ほど議員から御指摘があったような状況と課題の把握というのは、私も先ほど努めるというふうに申し上げましたので、その状況の把握、課題の把握という中においては、単に行政体に何かアンケートをとって終わりとかいうんじゃなくて、先ほど議員から御指摘があったような住民の皆さんはどうかというようなことについても、市町と相談しながら考えていきたいと思います。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

40番（日沖正信） 済みません。これ以上問答を続けてもなかなかかみ合うまでは行きませんので、今答弁していただいた延長でぜひ我々が訴えている

ことにつなげていっていただきますように期待をし、また、今後も議論させていただくとして、この質問はこれで終わらせていただきますけれども、次に、それでは行かせていただきます。

二つ目の質問は未来を築く子どもをはぐくむ取組についてということですが、次世代を担う子どもの教育について、みえ県民力ビジョン最終案では選択・集中プログラムに位置づけられ、新しい豊かさ協創プロジェクトの中で、未来を築く子どもの学力向上協創プロジェクトとして掲げられているところですが、今回はこの内容における事柄に触れさせていただき、教育に関しての質問をいたしたいというふうに思います。

このプロジェクトでは、未来を切り拓き新しい社会を創造していく力を身につける教育を目指すこととされており、今後さらに充実した教育環境が整備されていくことを期待するものでありますけれども、特に内容の中で記載のあるところの、地域の教育力を活用するコミュニティースクールなどの仕組みをすべての小・中学校に導入を図られようとしているところ、また、学力向上を目指してすべての小・中学校で全国学力・学習状況調査の実施を促進されようとしているなどのところで、特に市町教育委員会や教育現場との連携が不可欠な部分について聞かせていただきたいというふうに思っております。

まず、コミュニティースクールの導入についてですが、学校運営協議会を設置し、地域や保護者との連携のもとに学校運営がなされますコミュニティースクールは、地域の人材の参加をいただきながら地域のつながりを通して、地域の文化や歴史、郷土のすばらしさなどを感じつつ子どもたちははぐくまれていく過程で、学力だけでなく郷土愛を生み、郷土愛をはぐくみ、生きる力や規範意識の醸成など多くの効果を生み出し、また、さらには保護者や地域とも関係を改めて深めていけるなど、学校運営において理想的な姿と理解をさせていただいております。私の地元でも市の指定によりましてコミュニティースクールとして学校運営がなされている小学校がありまして、その成果のほどを現場でも聞かせていただいているところでございます。

しかし、効果のある一方で、実際、コミュニティスクールの運営には、地域との連絡調整、行事の企画や実践、運営するための事務など、通常の学校業務以外の仕事相当が増えて、担当者は土日もほとんどないくらいの状態と、現場の御苦労の一端も聞いておりました。導入するについては事前準備から含めて相当の労力と慎重に手間をかけた取組が必要のようですし、相応の支援もないとなかなか厳しいというふうに思わせていただいております。

そこで、以上のようなことを踏まえて聞かせていただきますけれども、県の教育ビジョン並びにこのたび示されたみえ県民力ビジョンの行動計画最終案を見ますと、コミュニティスクールなどの仕組みを積極的に導入していかれる姿勢を強く示されていますが、実際、コミュニティスクールとして指定される学校を来年度以降増やしていかれる計画があるのか、また、どのような規模で考えておられるのかなど、具体的に聞かせてください。

また、現場で聞かれますように、導入に当たっては人的配置などの支援が必要であると思うので、そのような現状も踏まえて考えておられるのかについてもお聞かせください。

次に、学力向上への取り組み方についてですが、同じく教育ビジョン、みえ県民力ビジョンでは、学力向上のために全国学力・学習状況調査の実施、活用を推進していくとされておられ、みえ県民力ビジョンの行動計画の内容には、すべての小・中学校での推進、支援のための教員配置の取組等も記されており、強い姿勢がうかがえます。

もちろん、この全国学力・学習状況調査の活用は悪いことではないというふうに思っておりますけれども、一方では、市町が独自で、学力調査、NRTなどというものとか、生活指導面での調査、Q-Uなどと言われるそうでございますけれども、などを行われ、その活用で効果を上げておられる実態もあるので、ぜひそのような取組も検証していただいて、考え合わせる中で、学ぶ子どもたちにとって最も効果的な取組を行っていただくために、全国学力・学習状況調査の推進のみに執着することなく、市町教育委員会、また、学校現場としっかり協議をいただいて、確かな連携を築いていただく中で学

力向上への取組を進めていっていただきたいというふうに考えるわけですが、お考えを改めてお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、この機会に外国人生徒の指導体制の充実についても少し触れさせていただきますけれども、今回のみえ県民力ビジョン最終案の教育の部分では外国人生徒の指導については余り触れられていませんけれども、言葉の壁と人員配置の限界から、今もなおなかなか十分に行き届かない悩みが教育の現場にはあるようでございます。そのための教員のきめ細かな配置まではなかなか現実の問題として望めることではないでしょうけれども、せめて巡回相談員の回っていただける回数を増やしていただくことができればと、切なる現場の声も聞き及んでおるところでございます。ぜひこの巡回相談の体制強化について、御理解ある対応を願いたく、この機会にあわせて要望させていただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔真伏秀樹教育長登壇〕

教育長（真伏秀樹） 3点お尋ねをいただきましたので、順次お答えを申し上げます。

まず、1点目のコミュニティースクールの導入の件でございます。

社会構造が変化をいたしまして人々の価値観が多様化する中、学校と家庭、地域がお互いに信頼し合い、それぞれの立場で主体的に子どもたちの成長を支えるためには、保護者や地域住民等が学校運営や教育活動に積極的に参画することが大変大切だというふうに考えております。そのため、三重県教育ビジョン、それと今回のみえ県民力ビジョンでは、開かれた学校づくりの取組といたしまして、コミュニティースクールや学校関係者評価等の活用を進めることとしております。

本県におけますコミュニティースクールの状況を見ますと、現在、7市町の小学校35校と中学校14校、それに県立高校の1校、計50校でその制度の導入が図られているところでございます。

これらの学校では、保護者や地域の方々によります学習支援活動、それと、

学校と地域が一体となった祭り等の開催、運営などの取組が進められてきております。その結果、保護者や地域住民の学校への理解が進み、よりよい学校運営につながっているとの報告も受けているところでございます。

昨年度開催をされました文部科学省のコミュニティ・スクールの在り方を考える「熟議」というのがあったわけでございますけれども、その際に、学校運営協議会における運営事務など、コミュニティスクールに係る業務に対して教員の負担感が生じているという報告がされております。こうしたことで、県もそういうところについては十分認識をいたしております。

一方で、コミュニティスクールの導入期には多忙感はあるものの、地域との役割分担ができてくると負担軽減を図ることができたという事例も多いということもあわせて報告はされております。

こうしたことから、小・中学校におけますコミュニティスクールの導入に際しましては、先進的に取り組んでいる事例の発表会でございますとか講演、研修会等を実施いたしますとともに、効果的、効率的な運営が図られるよう、取組への支援を考えているところでございます。こうした支援によりまして、一部の教職員が業務を担うだけでなく、学校全体で組織的に取り組めるよう、市町の教育委員会と十分な連携のもとで進めていきたいと思っております。

現在、私どもが考えておりますのは、平成27年度末までに、学校関係者評価ですとか、それからコミュニティスクール、何らかの形で地域とかがわりを持つような学校というのを、すべての小・中、それから県立学校のほうで導入していきたいというふうに考えております。

それから、2点目の学力向上の関係でございます。

変化の激しい時代を生き抜くために、子どもたちには、知識や技能をしっかり身につけることに加えて、問題を解決する力、困難を乗り越える力、コミュニケーション力が求められております。このため、基礎的、基本的な知識、技能や、それらを活用して課題を解決するための思考力、判断力、表現力等、さらには主体的に学習に取り組む態度の育成が必要でございます。

全国学力・学習状況調査は学習指導要領の趣旨や内容を踏まえた問題が出題されており、各学校ではこれらの問題を活用し、授業改善に生かしていくことができます。さらに、教科に関する調査だけでなく日常生活における学習習慣や生活習慣等を把握する調査も実施をされておりまして、子どもたちの学力、学習状況等を総合的に把握することができるものでございます。

学力向上につきましては、今年度、三重県教育改革推進会議でも議論をいただいておりますけれども、その審議の中でも、全国学力・学習状況調査を実施、活用し、指導に生かしていくべきだという意見をいただいております。こうした意見等も踏まえまして、市町教育長会議においても学力向上の取組について議論をいただいております。

また、県内すべての市町教育委員会の指導主事等で構成をいたします学力向上推進会議においても、全国学力・学習状況調査の実施、活用について意見交換を行ってきたところでございます。

県の教育委員会といたしましては、今後も市町の教育委員会と連携をしながら、児童・生徒の学力の向上、それから生活習慣の確立に向けて、すべての学校での学力・学習状況調査の実施、活用が図られるよう支援をしていきたいというふうに考えております。

3点目が、外国人児童・生徒の指導体制でございます。

日本語指導が必要な外国人の児童・生徒につきましては、平成23年9月1日現在で1501人で、県内の公立小・中学校の4割に近い学校に在籍をいたしております。10年前に比べますと、人数で約2.1倍、在籍校数では約1.6倍となっております。また、言語数につきましては22言語ということで、大変多言語化が進んでおる状況でございます。

こうした状況で、私ども、外国人児童生徒巡回相談員につきましては、平成21年度と本年度に1名ずつ増員をいたしまして、現在11名を配置いたしております。日本語指導をはじめ、連絡文書の翻訳、外国人児童・生徒や保護者への通訳等、幅広い業務を担当する中で、学校と家庭との信頼を培う重要な役割を果たしていただいているというふうに考えております。

今後も、日本語指導が必要な外国人児童・生徒やその在籍校の増加が予想されており、また、ポルトガル語、スペイン語以外の言語への対応も求められておる状況でございますので、現在、巡回相談員の増員を検討いたしておるところでございます。

県の教育委員会といたしましては、担任と保護者とのパイプ役として、専門性も高く学校現場の様々な課題にも対応できる巡回相談員を積極的に活用いたしまして、外国人児童・生徒の教育の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

40番（日沖正信） ただいまの答弁を受けましてもう少し質問させていただきたいと思いますが、まずは、外国人生徒の指導体制についての巡回相談員の充実については、ぜひよろしく願いたいというふうに思っております。期待させていただいております。

それと、まず、コミュニティスクールの導入についてのことなんですけれども、教員の負担感があるということは、先ほどの答弁の中でも、御理解というか、私から言うまでもなく、教育委員会でございますのでよく御存じのことだと思いますけれども、確認があったわけでございますけれども、しかし、学校全体でその辺を薄めていくというようなとらえ方のお話でした。けれども、私も身近な学校で身近なお話を聞かせていただきますと、なかなか、やっぱりそうはいかないようですね。やっぱりどなたかが担当いただかないと進んでいきませんし、どなたかが事務をしていただかないと、みんなでというわけにはいきませんし、実はうちの会派の議員の中にも、このコミュニティスクールの担当をされた方が、証人が見えるんですよ。いろいろお話も聞かせていただきますけれども、やっぱりそのための支援というものが無いと、手間とかエネルギーが要りますので、コミュニティスクールというものはなかなか簡単にはいかないというふうに、効果はあるけれども、その分覚悟をして準備をしていかないと、なかなか簡単にはいかないということで、この辺はぜひ御理解をいただくようお願いするんですけれども、現に

来年から導入していく心づもりというか、計画みたいなものはあるのか、もう一度聞かせていただきたい。今のところ、そこまではないということならないで結構なんですけれども。それと、学力向上への取組の全国学力・学習状況調査の推進についてなんですけれども、これについて反対をしようとか、そんなことはもちろんございませんけれども、しかしながら、私が質問の中でも述べたように、現に市町の教育委員会なり現場で、子どもたちの学力向上や生活指導にとって大変成果を上げておる調査やテストをやっておるわけなので、まず、推進に取り組む前にそれを分析、検証もしていただいて、市町教育委員会とか現場と一緒に成果を共有し合って、そしてその後に進めていただくならそれはそれでいいことでしょうけれども、まず、そういうことも含めた連携を図っていただきたいということをぜひ確認させていただきたいんですけれども、その2点、よろしく願いいたします。

教育長（真伏秀樹） まず、1点目のコミュニティースクールの導入の関係でございますけれども、私ども、小・中学校についてはできるだけコミュニティースクールの導入を進めていきたいなというふうに考えておるところでございます。

一方、県立学校については地域性や広域性もあってなかなか難しいなというところもありますので、コミュニティースクールの導入を図れるところについてはそういう形で進めていきたいなと思いますけれども、まず、学校関係者評価のほう、こちらのほうを重点的に進める中で、いろんな形で地域に開かれた学校といいますか、地域としっかり学校が連携できるような、そういう取組をぜひ来年度からも積極的に導入していきたいなというふうに思っております。

それと、もう一つは学力調査の件でございますけれども、いろいろ御指摘もございましたけれども、私ども平成19年度から昨年度までは、学力調査活用事業ということで、いろいろ民間の事業者の方がやってみえるような感じのテスト、そういうことについての導入支援というのもやってきたわけでございます。それで、それについては既にもう4年ほどやってはみましたので、

各市町においても一定の成果といえますが、それも出てきておるかなというふうに思っております。ですから、今回は学力・学習状況調査のほうに重点を移しながら、教員の配置等、それから学力向上のアドバイザーという嘱託の人間も何人が配置をいたしておりますので、そういうことを総合的に進める中で、学力・学習状況調査の活用、それと、それを生かした形での学習習慣の確立とか、そういうことも積極的にいきたいなというふうに考えておるところでございます。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

40番（日沖正信） ただいまのお話では、コミュニティースクールについては、まずは慎重に進めていかれるようなことでございますので、今質問で申し上げたようなことも踏まえていただきながら、今後、推進に向けて進めていっていただければなというふうに思っております。

それと、全国学力・学習状況調査のことなんですが、私が申し上げたようなことはもちろん含んだ上でということなんでしょうけれども、それもすべて含んだ上で、今度は全国学力・学習調査に重きをということなんですけれども、とにかく望みたいことは、県は県、市町は市町ってなっていないように、ぜひきちっとした、理解し合って進む方向をとみに見出していくような姿勢、形だけはひとつよろしく願いたいというふうに思います。これだけ申し上げて、次の質問に移らせていただきます。

次は災害時への備えについてということで質問をさせていただきますが、その一つで、学校における避難所運営の備えについてということで聞かせていただきます。

ほとんどの公立学校が市町から避難所に指定されているところですけども、文部科学省からは、東日本大震災を受けまして、改めて全国の学校施設を地域の防災拠点として整備し、避難所としての機能を充実させるとする方針が示され、学校は災害を受けたときの重要な施設として、より明確に位置づけられることとなってまいりました。

しかし、肝心の学校現場では、避難所としての備えがハード面もソフト面

も十分には整っておらず、今、大災害が起こった場合に、実際どのように対応してよいのか、全く不安な状態であるという実情を学校職員の皆さんは口をそろえて訴えておられます。

いざ災害が起こって地域の住民の方々が避難されてきた場合、必然的に避難所の初期対応は、学校管理者が指揮をとって、学校職員で運営を行わなければならない場面が考えられますが、実際に、備蓄品の管理、食料の調達、生活スペースをつくるパーティションや仮設トイレの調達などどうするのか、また、学校によっては、備蓄庫はあるけれども、かぎは行政の管理なので、いざというときあけることもできないというところもあつたりしますし、心配をし出すとあれもこれも、不安な課題は切りがない状況のようでございます。

自治体によっても、また、個別の学校ごとにも備えの差はあるようでございますけれども、恐らく県内のおおむねの学校現場では同様の不安を抱えておられるのではないかとお察しいたしております。

そこで、このような実情を踏まえた上で早急な対応が必要となってまいりますけれども、今後、避難所としての施設の強化や、必要な備品などの整備を進めるのとあわせて、いざというときに人が迅速に行動できるための構えが不可欠であると考えます。

そこで、私は、行政や地域との連携を改めて図っていく中で、役割分担や責任の所在などを明確にするとともに、いざというときの対応に混乱を来さないように、その場でとるべき行動を具体的に示した避難所運営マニュアルの学校版を作成して、学校への配備を徹底することを提唱いたします。

県では、自治体向けに避難所運営マニュアル策定指針や手引きをつくり、マニュアルの策定を促すとともに、さらには、学校が避難所となる際の対応も一部記された、学校における防災の手引も作成し、市町の教育委員会から各学校まで配付されていると聞いております。参考に、学校における防災の手引の表紙を一つ持ってまいりましたが、（パネルを示す）こういうものが、県にお聞きしますと教育委員会や学校に配付されておられるというふうに関

いております。

しかし、実際に事が起こったときの行動のよりどころとするには実践的な部分が不十分ではないかと思われまして、やはり、より現実の想定に基づいた具体的な学校版避難所運営マニュアルが必要であり、それを作成するため、確かな手引きを県に示してほしいとの求めが現場からございます。

今、県の避難所運営マニュアル策定指針は、東日本大震災の教訓を受けて、今年度内を目標に見直しが行われており、学校における防災の手引とあわせて新年度早々にまとめられると聞いております。この際、見直しの機会に合わせて、重要な避難所となる学校版の避難所運営マニュアルの作成にまで踏み込んで取り組んでいただくことを要望いたしますが、見解を聞かせてください。

ちなみに、先ほどの学校における防災の手引を参考にして、ある学校ではこれ、（パネルを示す）表紙だけなんですけど、小学校で避難所マニュアルというものをつくっておられる学校もございました。ちょっと学校名を伏せさせていただきましたが、地元でこういう学校もございまして、さらに、今度の見直しの機会に、こういうものをもっと充実できるような手引きをつくっていただいて、備えていただければなということで、今回、このような質問をさせていただいておる次第でございます。よろしくお願いいたします。

それと、もう1点として、消防団の充実強化の必要性についての見解をお聞かせ願いたいというふうに思っております。

まず、県下1万3964名の消防団員の皆様におかれましては、私たち地域住民の生命、財産を火災や災害から守るために、高い士気、使命感のもとに、常に訓練を絶やさず、お仕事や御家庭の日常がありながらも、崇高な御奉仕の精神で日夜お勤めをいただいておりますことに心から感謝申し上げますとともに、あわせてその御家族の方々にも深い御理解に敬意を表する次第でございます。

さて、東日本大震災、紀伊半島大水害など、今年起こった未曾有の大災害

において、避難誘導、人命救助、復旧作業など多大なる活躍、貢献をされた消防団が、地域防災の原動力として改めて見直され、期待がさらに大きくなってきています。常備消防や警察、自衛隊など、大規模な常備組織と並んで、地域に根差した消防団の存在はいざというときに不可欠でありまして、地域住民にとっては心強い存在でございます。

何より消防団の強みは、訓練を受け、火災や災害に即応できる技術や心構えを持ちながらも、身近な地域単位で組織されていることから、地域の人の顔や暮らし向き、町並みや地理的な特性など、地域のことを一番よく知っていただいているところがございます。現に、自衛隊や警察でも、地元消防団に頼る場面も多かったと聞き及んでいることもございます。

3連動の大地震が予想されている今、消防団の力がますます重要でございまして、住民から頼られる存在としてのさらなる充実と強化が求められてくることになると考えます。

そこで、そのための取組についてお聞きいたしますけれども、まず、団員の確保についてですけれども、一つ、これ、資料をお示しいただきたいと思っておりますけれども、（パネルを示す）消防団員数の充足率を改めて確認させていただきますと、このようなふうになっております。

平成21年度を境にV字回復していただいております、この充足率、今年で95.6%ということでございます。ずっと減少傾向が続いていた中で、消防団の皆様や市町と連携していただいて、本当に御努力をいただいた結果というふうに思います。

記録を見ますと前野議員も平成21年の第1回定例会で質問されておられまして、その効果もあつたんだろうというふうに思いますけれども、ぜひ今後も100%に向けた高い充足率の維持を続けていただけるように、たゆみない努力をしていただきたいというふうに思っておりますけれども、その現在の県の消防団員確保のための取組状況について、改めて聞かせていただきたいというふうに思います。

また、予想される大災害などへの備えとしまして、人命救助のためのエン

ジンカッターとかジャッキなど、基本的な装備がどこの消防団にも備わっていれば、有事の際の初動期に大きく貢献いただけるものと考えますけれども、現在の消防団には、火災に対する基本的な装備はあっても、地震などの自然災害向けの装備までは十分に配備されていないところも多いと伺っております。消防団は一義的に市町の領分ではありますけれども、ぜひ連携をしていただいて取り組んでいただくべきことと考えますけれども、いかがでしょうか。

国の第3次補正予算では、東日本大震災の教訓から、消防庁は情報伝達手段としてトランシーバーなどの装備のための費用を計上されておられる経緯もございます。必要であればさらに国への働きかけも含めながら、このことへの見解をお示しいただきたいというふうに思います。

以上、よろしく願いいたします。

〔大林 清防炎危機管理部長登壇〕

防炎危機管理部長（大林 清） まず、質問の1点目、避難所運営の備えについてでございます。

災害時における避難所は、避難者に宿泊や食事提供等によって一時的に生活の場を提供する施設となります。本年3月に発生しました東日本大震災でも、避難所のライフライン障害の発生でありますとか、必要な物資が届かない、円滑な運営ができない避難所があったような状況がありました。

それと、もう一つ、災害時要援護者でありますとか外国人の方への対応、女性の視点、長期避難生活者のための心のケアの必要性など、いろんな課題がございます。

県といたしましてはこれらの新たな課題に対してもしっかりと対応していく必要があると考えておりました、今回、緊急地震対策行動計画の「行動9. 避難場所（運営）」において示しておりますとおり、避難所運営マニュアル策定指針の改訂を、現在、平成16年度につくったやつでございますけれども、平成24年度中には改訂をしたいというふうに考えております。

それと、避難所を円滑に運営していくためには、初動期、まず、これは発

災直後24時間程度ということですが、それと、もう一つ、展開期、2日目から3週間程度をイメージしておりますけれども、適切な運営が必要でありまして、避難所の運営組織の構成員であります避難住民の方、そして施設管理者、これが例えば学校関係者であったり公民館の職員であったりということになりますけれども、必要な知識やノウハウを有するリーダーが必要となってまいります。

このため、地域の自主防災リーダーの育成とともに、学校における防災リーダーの育成を教育委員会と連携してしていくことが必要だと考えておりまして、今回の緊急行動計画でも「行動8」で人材の育成ということについて位置づけておるところでございます。

三重大と連携して防災人材の育成を進めております三重さきもり塾におきましても、学校における防災リーダーの育成にも資するカリキュラムが組まれておりまして、教員の方にも教育委員会を通して周知をしていきたいというふうに思っております。

これまで、防災に関する知識やノウハウを習得した防災リーダー等が実際の災害時に有効に生かせるように、避難所運営ゲームでありますとか、実際に避難所を開設し、避難所生活体験や避難訓練を実施していくことで、避難所運営の体制づくりや円滑な初動体制に向けた支援を行っておるところでございます。今後こうした実践的な訓練、あるいはこうした取組のPRなども含めまして、学校を避難所として活用する場合の運営について教育委員会と連携して取組を進めていきたいというふうに思っております。

これまでの訓練の中でも、学校の中で自主防災組織がやっている、学校の先生たちと一緒にやっていただいているという事例もたくさんございますので、そうした事例をしっかりと紹介していくことも大事だというふうに思っております。

それと、2点目の消防団のことでございますけれども、今回の東日本大震災とか紀伊半島大水害におきましても、消防団は非常に大きな役割を果たしております、その活動の重要性が再認識されております。

特に今回の紀伊半島大水害で、災害派遣により救助活動に入っていたいただいた自衛隊の方々からも、地域事情に精通した消防団のサポートにより、迅速かつ的確な救助活動ができたという評価もいただいております。

その消防団の充足率につきましては、三重県におきましてもずっと減少傾向が続いておりましたけれども、平成21年度に、消防協会とか市長、町長、そして消防団長へ直接働きかけを行うなどの取組をした結果、2年間で200人余りが増員した状況がございます。

県といたしましても、地域防災力の強化のためには消防団の充足率を維持し高めていくことが重要だと考えておりました、引き続き、市町、消防協会、あるいは事業者の方々にも働きかけるといふことによりまして、団員確保に取り組んでいきたいというふうに思っております。

次に、消防団の資機材のことでございます。

消防団は、御指摘もありましたように、消防組織法により市町の機関としての位置づけがございまして、県と市町の役割分担を踏まえたときに、県からの補助金による支援は難しいのかなと考えております。

県といたしましては、地域減災力強化推進補助金によりまして避難所における非常用発電機や投光器などの整備を促進しておりまして、市町における地域の防災力向上に向けた取組を引き続き支援していきたいというふうに思っております。

また、消防団の充実強化に向けましては、消防学校における団員教育でありますとか、消防協会と連携した研修等を通じまして、消防団員の資質向上に引き続き取り組んでいきたいと考えておりますし、また、自衛隊をはじめとする救助・救援機関と消防団が一体となった防災訓練を実施することによって、大規模災害が発生した場合でも速やかに対応ができる体制づくりにも取り組んでいきたいと考えております。

県といたしましても、地域防災力の強化に向けて、しっかりと取組を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

40番（日沖正信） 御答弁いただきまして、学校版の避難所運営マニュアルということですが、これについては、公民館などが避難所になっておるようなところもありますけれども、やはりほとんどが、私の地域でもそうなんですけれども、最寄りの避難所というものは最寄りの学校なんですよ。ですから、学校の現場で、いざというときに動けるような備えというものがなければという、本当に不安な声を聞いておりますので、今、御答弁いただきましたことを進めていただく中で、避難所運営のマニュアルも含めながら、ひとつ、いざというときの備えを強固に築いていっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それと、消防団の充実については、いろいろ装備の充実のこともお話しさせてもらいましたが、もちろん市町の部分でございますので、県が直接どうということはかなわないのかわかりませんが、どうか消防団の人員の充実なんか、県も一生懸命やっておられますので、連携の中でいろんな形で進めていっていただきますように、これも要望させていただきます。

時間がございませんので次の質問に入らせていただきますけれども、4点目の質問はもう簡潔に述べさせていただきたいというふうに思いますけれども、先ほど午前中の永田正巳議員も農政に関して質問をされておられました。

今度のみえ県民ビジョンの政策におきましても、もうかる農業への転換を図っていくんだということで、創造力の強化であるとか、商品開発力の強化であるとか、発信力、営業力の強化であるとか、こういうものを、三つの大きな柱を取り組むこととして掲げられておられますけれども、そういう取組の環境が充実していても、今、担い手なんかでもほとんど高齢化をしております、これから何かを夢を持って挑戦して、切り開いて、殻を破って、業としての農業を確立していくんだというエネルギーというものがなかなか生まれにくい。やっぱり、既存の政策のもとで、守りの政策の中で終始して終わってしまいがちな環境にあると私は見させていただいております、そ

んな中でぜひ、若い、夢と創造力を持って次の時代へ自分で切り開いて、そして、事業として、ビジネスとして成り立たせる農業をやっていこうという意欲のある人材を養成していく。これに一つ重要な着目点として取り上げて取り組んでいく必要があるんじゃないかなというふうなことを思いますので、その点についてどういうふうに、人材の養成が必要なんだということについてどのようにお考えが聞かせていただきたい。そして、せっかく、三重県にはというか、どこの県でもありますけれども、県の農業大学校というものがあるわけでございますので、私もカリキュラムを全部調べたわけでもないのでもっと知識が不足しておる点もあるかもわかりませんが、農業技術とあわせて商品開発や営業の分野にも広げていただいていると思いますけれども、さらにその商品開発や営業の分野などに力を入れていただいて、人材の養成の機関という役割もある程度働かせていただきますように、そもそもその目的には、豊かな人材を、すぐれた経営者等を養成するという目的が含まれておるわけでございますから、その点をひとつ発揮していただけるような大学校づくりをしていただけないかなというふうに思います。また、その就労先についても、将来独立して、ビジネスとして確立、独立していけるような、そういう経験をできるような就労先を開拓していただくとか、いろんな形で農業大学校の役割も人材養成に生かしていただけないかなというふうなこともあわせて聞かせていただきたいというふうに思います。

残り少なくなりましたけれども、よろしく願いいたします。

〔渡邊信一郎農水商工部長登壇〕

農水商工部長（渡邊信一郎） 本県の農業の従事者の平均年齢は69歳と、全国平均に比べまして3歳ほど高く、若い農業者の確保が急がれておるとともに、もうかる農業を目指し、経営感覚のある若い農業者の育成が重要であります。

これまでも就農フェアの開催でありますとかマーケティング研修の実施等を通じまして、若者の就農や農業者の経営能力の向上を支援しておりまして、今後も積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

また、農業大学校では、生産技術の実践的な教育に加えまして、農業経営や農産物流通の講義とともに、農業法人の現場で学ぶ産地実習などを通じて経営感覚を身につける教育に取り組んでおります。

今後若い農業者の経営能力向上がますます重要であることから、農業大学校において、農業法人等の先進的な経営手法を学ぶ農家留学研修の充実でありますとか、新たなマーケティング研修など、経営者としての能力を高める教育内容の強化について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔40番 日沖正信議員登壇〕

40番（日沖正信） どうも御答弁いただきましてありがとうございました。

やっぱり、先ほども質問の要旨で申し上げましたけれども、経営を自分なりに今の環境の中で切り開いて、業としての経営を成り立たせる事業を行っていくということになると、強いエネルギーを持った人材がいないと、核になってくれる人材がいなくなかなか厳しい現状にあるようで、絵にかいたようなもうかる農業への転換というのが大きくは進みにくいだろうというふうに考えますけれども、ぜひ人材養成というところに改めて着目をしていただきたいなというふうに思っております。どうか今後施策展開の中でその点のことも大きく取り組んでいっていただきたいなということを改めて要望させていただきたいと思っております。農業大学校のほうでも、2年なり1年の期間ですべてを経営のノウハウまで習得するというまではもちろん厳しいでしょうけれども、その期間の中でも駆使しながら、そして、先ほども申し上げましたけれども、卒業してからでもそういう道を導いていただくなり、卒業後も含めて、経営者となる、リーダーとなる人材の養成にひとつ改めて検討をしていただいて、そういう学校への発展をお願いしたいなというふうに思っています。

時間が来ましたので要望にとどめまして、これで終了させていただきますけれども、どうもありがとうございました。終わらせていただきます。（拍手）

休 憩

副議長（中村進一） 本日の質問に対し、関連質問の通告が1件ありますが、この関連質問は後刻認めることとし、暫時休憩いたします。

午後3時1分休憩

午後3時16分開議

開 議

議長（山本教和） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質 問

議長（山本教和） 質問を継続いたします。

山本 勝議員の質問に対する関連質問の通告がありますので、これを許します。44番 三谷哲央議員。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 山本勝議員の長良川河口堰に関して、それに関連してお伺いをさせていただきたいと思います。

先ほど知事は、長良川河口堰の開門、これには同意ができない、そのようにおっしゃいました。これは僕は正しいと思います。当初、治水で流水断面を大きくするのに幅を広げるわけにはいかないから、底を削っていく、当時、マウントを削って深くすると潮が遡上するので、それをとめるために河口堰を設ける、これはこれで正しいと思います。ですから、もし開門というような話になれば、潮が絶対に遡上しないということをきちっと担保できなければ、絶対これは同意ができない話だろうと、こう思っているわけです。

しかし、利水の話、えらい知事、力を入れて言われましたけれども、河口堰が計画された1960年代当時、高度成長の時代ですから、当時の水需要というのは大体600万トンぐらいは予想されていまして、それから、高度成長に

従ってどんどんどんどん増えていくだろうという、そういう予想だったわけですね。ところが、現実には当時からどンドン逆になんて減ってきて、今や恐らく500万トンを超えているのではないかと、こう思います。

ところが、供給能力のほうは、河口堰ができる前でも、岩屋ダムだとか味噌川ダムだとか三重用水とか、ああいうので860万トンぐらいありましたし、さらに河口堰ができて、それから徳山ダムができて、今や1100万トンを超える供給能力があるわけですね。ですから、水の需給予測というのは完全に、ある意味では破綻をしている。そういう中で、やはりこれから三重県としては、三重県の負担と水の利活用、こういうこともしっかり検証しながら、これは評価していかなければいけないのではないかと、そのように思っております。利水で少し使っているから、これで河口堰、万々歳なんだというような、そういう議論には恐らくならないだろうと、こう思っております。

名古屋市の河村市長だとか愛知県の犬村知事が、このことについての選挙のときの公約もありますので反対だとおっしゃっていますが、もう一つあの人たちが言っているのが、木曽川水系の導水路、この建設にも反対をしているわけです。この木曽川水系の導水路というのは、揖斐川上流の徳山ダムのすぐ下流域から水を運んで長良川に入れて、長良川から木曽川に入れていくという、そういう計画なんです。総事業費890億円ぐらいだと思います。

これは、三重県としてはどうするのか、知事のぶら下がり会見のときに記者団からそういう質問がなかったもので、その見解は出ていないのかもわかりませんが、これは、三重県としては相当、僕は慎重に考えていかなければいけない問題だと、このように思っています。といいますのは、揖斐川水系、長良川水系、木曽川水系、それぞれ水系の違う水をごちゃまぜにして下流域に流すわけでしょう。本当に生態系に全く影響がないのか、下流域、また、河口部の環境に影響がないのか、このあたりのところは、私の地元のほうでも大変みんな心配しているわけです。とりわけ漁業に携わるような方々は、相当深刻に考えておられます。

このことについての、まず知事の御所見をお伺いしたいと思います。

知事（鈴木英敬） 今、御質問をいただきました木曽川水系連絡導水路事業、これは、先ほど議員からもありましたように揖斐川から長良川及び木曽川へ導水するもので、これによって、異常な渇水時においても既得用水などの安定的な取水を図り、また、本来、河川が持っている漁業や塩害の防止、動植物の保護、地盤沈下などの機能を維持確保することとあわせて、愛知県、名古屋市の水道用水や工業用水の利活用を図ることを目的として、国において計画され、現在、水資源機構により実施されております。

木曽川水系の治水、利水につきましては、過去から様々な面で県境を超えた協議、調整、協力がなされてきております。徳山ダム及び導水路についても、国、水資源機構と、岐阜県、愛知県、名古屋市、三重県の3県1市の連携により事業を進めてまいりました。

これまで私たちは、木曽三川の豊富な水を利用することにより、大きな恩恵を受けてまいりましたが、一方では、平成6年のように大きな渇水に見舞われ、甚大な被害を受けたことも事実であります。加えて、近年の地球温暖化の影響により、降雨量の変動など、今後渇水の発生する頻度が高まっていくものと懸念されております。

このような状況のもと、導水路事業は渇水対策として極めて有効であり、河川環境の保全や社会経済活動を支えるものとして必要なものと考えております。国、関係自治体で必要性を確認して進めてきたものでありますけれども、現在、国による検証作業により事業が中断している中、異常渇水時に効果を発揮できるよう、速やかに検証を行い、平成27年度の完成予定に影響を与えないように、現在、国に要望しているところであります。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 異常渇水時に備えてと、こうおっしゃいますが、知事は、例えば日本を代表する木曽川が渇水で干上がったときに、揖斐川や長良川なんかはとうとうと水が流れていると、そのようにお考えなんですか。常識的に考えてもそんなことはあり得ないでしょう。あれに890億円、恐らくもっと金がかかってくると思います。

それから、環境のこと。三つの、同じ水であっても水系が違うわけですね。それをごちゃまぜにして下流に流すわけでしょう。それについての生態系だとか、それから、河口部での環境の影響だとか、そういうこともほとんど、今、知事は説明されませんでした。事務方が書いた紙を読まれたんだと、こう思いますけど、やはりそういうところはきちっと検証した上で御判断をいただくということがこれは大事だと思うんですが、もう一度お願いします。知事（鈴木英敬） 今、議員から御指摘があった、三つの川の水がごちゃまぜに行くと生態系に対してどういう影響があるのか、これは、やはり科学的根拠のもとに見てみる必要があるんじゃないかと、本当にごちゃまぜに行ったら生態系に悪影響なのか、実はそれでも生態系に影響がないのかということも含めて、それは今調査を行っているそうですので、それを確認したいと思います。

〔44番 三谷哲央議員登壇〕

44番（三谷哲央） 調査結果もうのみにせず、ぜひしっかりとした検証をお願いしたいと思います。

それから、湧水時、異常湧水時、かつてあったんです。今から8年ぐらい前ですか、ありました。しかし、そのときでも別に、木曾川が、水がかれてしまうというようなことはなかったわけで、上水なんかはかなり制限がありまして苦労した思い出はありますけれども、しかし、徳山の下のところの水を持ってきて、それが穴埋めができるほどそこから水が持ってこれると思いません。僕が聞いておるのは、毎秒3トンか4トン、最大でも13トンぐらいの水しか運べないというふうに聞いておりますので、それが本当に決定打になるとはとても理解ができない。ですから、導水路に関してはぜひ慎重な御判断を心からお願いして関連質問を終わらせてもらいます。ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 以上で、県政に対する質問を終了いたします。

質

疑

議長（山本教和） 日程第2、議案第77号から議案第79号までを一括議題とし、これに関する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。11番 濱井初男議員。

〔11番 濱井初男議員登壇・拍手〕

11番（濱井初男） 新政みえの濱井初男でございます。

私は多気郡選出でございまして、私が今住んでおりますところは大台町にあります。三重県のいわゆる県土全体に対する森林の占める割合は約65%ということで、全国の六十六、七%とほぼ同程度であると。ところが、私の住んでいるところは93%と、こんなところでございます。墓参りに猿やイノシシが出てくるというようなところであります。森林の荒廃というものが非常に進んでおって、本当に何とかせなならんと、こういうふうな思いを持っておるところでございます。

それでは、議案第79号、森林づくりに関する税検討委員会条例案に関する質疑を行います。

まず、質疑の機会を与えていただきましたことに心から感謝を申し上げます。

近年、地球温暖化などが原因とされています異常気象による超大型台風や集中豪雨などで、全国で大きな被害が出ております。

今年の9月、紀伊半島に上陸しました台風12号におきまして、三重県でも大きな被害が出たところでございます。我々は、これらのことを教訓としまして、防災、減災に努める、このことが大事かと思えます。これを契機に森林の持つ公益的機能、多面的機能の果たしている機能をしっかりと見定めて、そして、社会全体で、本来のあるべき森林づくり、これを推進する必要がある。

まさに今回提案されました条例案第1条にはそのことが明記してございます。第1条におきましては、新税のあり方、用途等について調査審議するため、知事の附属機関として委員会を設置することとしております。

本県では、平成17年10月に三重の森林づくり条例が制定されまして、これにより、平成18年3月に三重の森林づくり基本計画を策定し、そして、森林を健全な姿で後世に引き継いでいくため、豊かな本来の森林づくりに向けて取り組んできたところでございます。

また、議会におきましては平成18年2月に森林環境税検討会を立ち上げまして、18回に及ぶ検討会開催や森林環境税検討会に係る講演会開催、森林・木材・環境アカデミーシンポジウムに係る議員派遣、そして、県内北部、南部への森林視察など、幅広く調査検討され、平成18年の8月に本検討会の最終報告書を提言としてまとめられて県当局に提出されたところでございます。

こうした中で、平成19年10月には県において三重の森林づくり検討委員会条例が制定され、三重の森林づくり検討委員会が設置されました。各界各層の委員が、森林づくりを社会全体で支えるという視点で、森林の持つ公益的機能の維持増進のために、新たな森林づくり施策やその財源の確保方策を幅広い観点から検討されまして、平成20年3月に報告書として取りまとめられたところでございます。

そこで、鈴木知事にお伺いいたします。

今回、委員会条例案が提出されたことが、私にとっては余りにも唐突な感じを受けました。同じような思いの議員諸氏も多いと思っております。いまだ知事の新税導入に向けた決意を私どもは聞いておりません。まず、この新税導入に向けての知事の決意を県民の皆様にも明らかにしていただきたい、このように思います。

あわせて、本条例制定の目的、ねらいといたしますか、そして、なぜ今なのか、そのことについてお伺いいたします。

知事（鈴木英敬） 今回提案させていただいた森林づくりに関する税の検討委員会というのは、森林が県民の共有財産として、地球温暖化の防止であるとか水源の涵養、あるいは山崩れの防止、そういうもので県民みんなが恩恵を受けていると、そういう中で、これから災害に強い森林づくりと、そういうことも含めて、その財源として新たに税を設けるということが適当かどうか

かと、その導入の是非も含めて議論をしていただく、そのための委員会であります。

導入することになれば県民の皆さんに理解を得る必要がありますし、負担していただく県民の皆さんに税の効果を実感していただけるような使い道、仕組み、そういうものが必要だと考えています。

こういう基本的な考え方のもと、検討委員会での検討や幅広い県民の皆さんの意見を十分にお聞きして、その上で今後判断していくこととなりますが、いずれにしましても、県民の皆さんと一緒に、災害に強い森林、緑豊かな森林づくり等にしっかり取り組んで、県民の皆さんの暮らしの安全・安心を確保したいと考えております。

それで、なぜ今なのかということでもありますけれども、これまで厳しい経済情勢があって、その導入というのを見合わせてきました。先ほど議員から御指摘があったように、議会でも検討委員会でも提言があった中でも、これまで見合わせてきました。しかし、確かに経済情勢、回復の兆し、緩いですが、今回の本年9月、台風12号による紀伊半島大水害、これは、山地災害については、深層崩壊をはじめ127カ所の山腹崩壊等で約100億円の被害が発生しました。また、その森林からの流木等で下流域に大きな被害をもたらした。そういうことを見て、本当にこのような多くの住民の命を脅かす甚大な災害を目の当たりにして、改めて森林の有する公益的機能の重要性、あるいは森林整備の必要性というのを強く感じたところであります。

そういうことで、災害に強い森林づくりをやるための財源について検討することをこれ以上先延ばしすることができない状況だと、そういうふうにかえましてので、その導入の是非も含めて検討していただく、そういうようなことで今回の条例の提案をさせていただきました。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） ただいま、知事から御答弁をいただきました。詳細な新税導入の決意が述べられた、このように理解しております。

平成18年8月に本県議会の森林環境税検討会最終報告書が提言として県当

局に提出されたと。平成20年3月に県の三重の森林づくり検討委員会の報告書が取りまとめられた。この間、3年9カ月が経過してあるわけでございます。そして、この間、新税の導入が見送られてきた。その理由はやはり、平成20年9月のリーマンショック以降、景気がなかなか回復しない中で県民の皆さんから税負担をお願いするのは、これは困難であるというような判断でされてきたと、こういうことだと思います。

今回、まだまだ国民のいわゆる生活不安も解消されていない中で、あえて新税を導入することはなぜなのかという感じは受けるわけでございます。これは確かに、超大型台風などによる災害発生を教訓にして、森林づくりを社会全体で支えていくと、そして、県民の参画等を推進する必要性は十分理解できるわけでございますが、今後も新税導入の知事の熱い思いを適時広報や、そして、知事自らが県民の皆様にも明らかにしていただくよう要望いたします。

附則によりまして、条例は公布の日から施行し、施行の日から起算して1年経過したその日に効力を失うとなっております。時限の条例であります。本条例案は新税の検討委員会条例案ではございます。本条例案が可決されれば当然委員会が設置されることになるわけでございます。1年後には新税導入と考えてよろしいのでしょうか。知事、御答弁。1年後に新税導入というふうに考えてよろしいのでしょうか。

知事（鈴木英敬） 先ほども申し上げましたけれども、厳しい経済情勢は続いておりますので、一方でこれ以上先延ばしできないということで今回検討委員会を設置しましたけれども、導入の是非を含めて御議論いただくということになっていきますので、ここで1年後には導入となるかと言われると、イエスとは言えない状況にないです。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） そういう御返事がいただけると思いました。恐らくそうだと思います。

この新税の検討委員会では、所掌事項は税のあり方、使途等となっておりますわけでございます。しかし、新税導入というならその前提として、やっぱり

予算がないから税を導入するという発想ではなく、入りと出を精査していくことが必要と考えます。そういうこともしっかり考えられて50億円程度必要だというようなことも発言があったんやと思いますけれども、これ、一応5年で約50億円と過去にも試算されておるわけですけれども、一方、森林の多面的機能の発揮やら林業の持続的発展のハード面、森林文化及び森林環境教育の振興、森林づくりへの県民参画の推進のソフト面など、森林づくりの新たな施策に必要な財源は約62億円と試算もされております。今後成案となりましたら検討委員会の中で議論されていくことでありますけれども、現時点でも同程度の認識というふうに理解をさせていただくということで、これで知事への御答弁を求めさせていただくのはもう終わります。

そして、次に、2番目でございますけれども、新税導入への県民への説明方法等について、これが一番大事だと思うんですけれども、これにつきましてお伺いしたいと思います。

今回、台風被害で、県民の多くは森林の持つ公益的、多面的機能について関心のある程度深めていただいたと思いますけれども、都市部をはじめとしまして、直接土砂災害が起こらない、心配のない県民の関心はまだまだ低いと思いますので、新税導入に向けて県民の理解をどのように進めていくのか、メニューなりプロセスにつきまして御答弁いただきたいと思います。これは関係部長。

環境森林部長（辰己清和） 新税につきましては是非も含めて検討していくということにしておりますが、検討過程の透明性を高めて県民の皆さんと共有しながら、広く意見を検討に取り入れていくということが重要と考えております。

例えば、インターネットを活用いたしまして森林づくりに関する税検討委員会の状況を公開し、御意見を委員会にフィードバックする手法、これを検討しているところでございますし、さらに、従来からの県政だよりなど、既存の媒体を活用した情報提供も行っていきたいというふうに考えてございます。

それから、森林の役割や森林整備の重要性について理解を深めていただくために、県民に対する説明会、森林を歩く催しなど、こういうものを県下各地で開催したいというふうに考えております。

検討委員会の検討結果についても、このような場を活用しながらわかりやすく説明をしていきたいと、このように考えてございます。

〔11番 濱井初男議員登壇〕

11番（濱井初男） 時間がなくなりました。

しっかりと県民に対しての理解を得るように御努力いただくことを要望いたします。私の質問を終わらせていただきます。（拍手）

議長（山本教和） 51番 西場信行議員。

〔51番 西場信行議員登壇・拍手〕

51番（西場信行） 自民みらいの西場でございます。

先ほどの濱井議員に続きまして、今回提案されております議案のうち、森林、林業に関係する議案につきまして質疑をさせていただきたいと思っております。

とは申しましても、森づくり100年を15分でやれと、こういうことで、大変なルールでございますが、折半すると質問7分30秒、答えが7分30秒で、鈴木知事や辰己部長と真っ向勝負ということで、ひとつよろしくお願いをいたしたいと思っております。

さて、このたび、議案第77号、108億円の増額補正が上程されてまいりました。11月21日に国において3次補正が議決されたところでございまして、その中で、懸案の森林整備加速化・林業再生基金ということで、この事業が継続になったということでございます。このことにつきましては、10月18日付で山本教和議長の名のもとに、国のほうへ議会としても請願を議決させていただいて、国へ意見書を送らせてもらった、それにこたえるものだということで国の対応を評価したいと思っておりますが、それを受けて今回、県においても森林整備加速化・林業再生基金の25億円積み立ての案が出てきておるわけでございます。

そういうところで、大変これは結構なものだと、こういうように評価をす

るんですが、我々が求めたのは、継続、拡充を求めたところでございます。継続はなされたんですが、拡充とは言いがたい部分もあると、こういうことをさきの議案聴取会の中でも聞かせてもらいまして、適用される15項目のメニューのうち、約半数の7項目が廃止になったということでございます。その7項目の中には、木造公共施設等の整備や地域木材の活用促進という国の支援が今回廃止された、こういうことでございまして、林業振興に欠かせない木材需要拡大といいますが、出口対策、こういうものが滑落するという状況でございます。この影響が大変心配されます。

そこで、県としてこの状況を受けて、これについてどのように考えているのか、今後の対策も含めてお答えをいただければなと思うのが1点でございます。

続きまして、先ほど同じ多気郡選出の濱井議員が熱く語っていただいたんですが、議案79号の森林づくりに関する税検討委員会の設置、このことで89万円の増額案でございます。

これにつきましては、みえ県民力ビジョンの説明会を11月22日にやっていた中で、知事の提案説明の中に森林づくりという項目がございます。紀伊半島大水害で、山腹崩壊、山地災害、流木による被害が大きくなってきたと、そこで森林の公益的機能の重要性を再認識するに至ったと、こういうように述べられまして、森林づくりというものは、その恩恵をひとしく県民が受けるものですから、社会全体で着実に進めていきたいと、こういう認識を示されました。

そして、この森林を取り巻く状況、紀伊半島大水害を踏まえて、森林づくりの税の検討を進めると、先ほども決意を述べていただいたところでございます。そして、12月1日に今回の上程と、こういうことでございまして、私としましては、この知事の災害に対する決断といいますが、防災対策としての決断、それから、森林づくりに対する積極性を高く評価したいと、こういうように思っております。

とはいいまして、税の創設となれば大変大きな政策決断でございます。

180万県民の意識の共有を十分図りながら進めていかねばならないと、こう
いうことでございます。しかしながら、御案内のように現在の政治、経済の
環境、状況はいかにも厳しい中でございまして、とりわけ消費税の引き上げ、
それから復興税の創設といった増税に対する国民の世論、そして、県民の動
向、こういうものが懸念されておる中であります。しかし、今、あえてその
中をこのたびの議案上程に至った、こういうことですね。

この森林づくりをこれから検討して、目指していこうという知事の思い、
これを全体がみんなで共有できるかどうかにかかってくると、こういうよう
に思っております。先ほどもその決意を述べていただいたんですが、この
議場、議員がそろっております。そして、その後ろに180万の県民が、ずっ
と知事の言葉を待っております。そういう中で、先ほどの言葉に加えて、さ
らに強く、さらに熱く知事の思いを語ってほしいと、こういうことをまずお
願いしておきたいと思っておりますし、そして、本県の森林づくりというものが今
度の税に支えられながら進められるとすれば、そのことをして知事の求めて
いる、すごいやんか、三重づくりにどうつながっていくんだと、そして、先
ほど来、一般質問でもありましたが、県民幸福実感度の向上にどうつながっ
ていくんだという部分について聞いておきたいと、こういうように思います。

あわせて、今後の進め方、取組についてのポイントについても伺っておき
たいと思っております。まずはそこまで、よろしく申し上げます。

知事（鈴木英敬） さらに熱くということでもありますけれども、森林の公益
的機能というのを、三重県のやつを、日本学術会議の試算によれば1兆2400
億円という試算も出ています。まさに公益的機能の恩恵を県民全体で受けて
いるわけでありまして。しかしながら、林業の不振とかで、今、森林を健全に
森林所有者だけで守っていくと、森林づくりをしていくということが極めて
厳しい状況になっていると。であれば、社会全体で支えていかなければなら
ないと、口だけ番長にならないようにしっかり支えていかなければならぬ、
そのように思っています。

そういう一方で、先ほど災害のお話もさせていただきました。実際に下流

域でも、豪雨によって流木が来たり、あるいは漁港に漂着したりという状況で、多大なる影響が出ているところであります。

そういうような状況をかんがみまして、これ以上先延ばしすることはできない、先ほど西場議員から御指摘もありましたように、経済情勢も、あるいは消費税や復興増税などの増税の厳しい状況にあるけれども、この三重県においてもこれはこれ以上先延ばしすることはできないと、そういう考えで今回、導入の是非も含めて検討をお願いしたわけであります。

私が三重県を、今、現場もずっと回って、就任して7カ月たってやらせていただいていますと、三重県のどこがいいですかって学生とかに聞いても、自然だと言う人が一番、実は多いんですね。そういう意味で、先ほどの幸福観の話でも少ししましたが、自分たちの持っている、あるいは自分たちの地域について誇りを持てること、これがやはり自分の地域の発展にまたつながっていくし、幸せにもつながっていくと、そのように考えておりますから、その県民の財産である森林、自然というものを守っていくために必要な検討ということで、今回、導入の是非も含めて議論をさせていただきたいということで提出をさせていただいた次第であります。

環境森林部長（辰巳清和） それでは、私のほうから2点、まず、条例案のほうの具体的な検討の進め方ということでございますが、条例案を可決いただいた際には速やかに森林づくりに関する税検討委員会を設置いたしまして、改めて導入の是非も含め、税の用途や規模、導入時期等について御検討いただき、来年半ばを目途に一定の方向性を出していきたいと、こういうふうに考えてございます。

それから、検討に当たりましては、その過程を常に県民の皆さんにお知らせするとともに、いただいた御意見を取り入れながら進めていくこととしており、県民の皆さんやボランティアの皆さんと、様々な主体が森林づくりにどのように取り組めばよいのかということを考える討論会、これを来年の3月に今計画しておるところでございます。

それから、森林整備加速化・林業再生基金の件でございますが、御指摘を

いただいたとおり、今回、国のほうでは1399億円ということで、第3次補正で補正予算になりました。御指摘のとおり、木造公共施設等整備、それから、地域木材の活用ということで、低額の補助、住宅の補助等についてはなくなっております。これらはいずれも木材の需要拡大ということでございますが、私どもとしましては、加速化基金のほうで、間伐材の搬出であるとか、そういう山元の対策も手厚く出ておりますもので、これをしっかり取り組んでいきたいと思っております。

ただ、木材需要に関しましては、公共木造建築の促進、それから、三重の木の需要拡大、それから、県産材の販路拡大、この三つにつまましてしっかりとしていきたいと思っておりますが、まず、公共木造建築につまましては、みえ公共建築物等木材利用方針、昨年12月に策定いたしました。これに基づきまして、県有施設はもとより市町や民間施設等に対しまして木造建設を働きかけるとともに、発注者、木材業者、設計者の連携を強めて、木造大型建築物の発注のしやすい環境づくりを進めていきたいと思っております。この11月に事例集もできましたので、それも活用していきます。

それから、三重の木の需要拡大については、県内23の金融機関に御協力をいただいております住宅資金の金利低減措置、これを建築予定者等に積極的に紹介するとともに、住宅相談会等において三重の木のよさをPRしてまいりたいと考えてございます。

さらに、販路の拡大につまましては、首都圏等で開催される住宅展示会へ出展を通して、県産材の商談機会の増大、あるいは認知度の向上を、特に大消費地において図っていききたいと、このように考えてございます。

以上です。

〔51番 西場信行議員登壇〕

51番（西場信行） 国の今回の補正の中で、その出口対策であります公共建築物の施設整備とか地域材の支援がなくなるということの影響は大変大きいと私は思っております。

国にもいろいろ事情はあるかわかりませんが、今、いろいろニュース等で

聞こえてくるのは、さらなる4次の補正2兆円という情報もあります。そういう中で再度、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律という法律もできて、いよいよこれからというときであります。改めて国のほうにその働きかけをしっかりとやらせてもらうことをまずお願いしたいし、そして、来年度の予算編成に向けての対応が、県としてもこれからになると。ぜひ、アカネ材も含めて県産材利用拡大に向けての県としての新しい支援制度をしっかりとつくっていただくことを改めて重ねて要望しておきたいと思います。

それから、知事のほうから改めて、森づくりに対する決意を今、強く出していただきましたけれども、知事が一番強調される今回の9月の台風12号での惨状、これに向けての認識というのは非常に重要な出来事であると、私はこのように思っております。2000年になって森林・林業基本法が変わりまして、環境重視に変わりました。今度、政権がかわった中で森林・林業再生プランができて、木材自給50%を目指すということで、また業のほうに向かってかなり転換してきております。そういうものをあわせ持ったこれからの地域、地方の対応というのが今はこの森林環境税で動いてきたんですが、今改めて示された知事のその意識、これがそれに加わって非常に重要なポイントになってくる。つまり、森林を、いかにして災害に強い森林づくりをやるか、これに尽きると思いますし、県民の理解はそこに大きく賛同してくれるだろうと、私も思います。

鳥羽の中村議員が、海岸に漂着する流木対策も訴えられました。これも含めて、これから災害に強い森林づくり、そして流木対策、それから、また、全体を支える木質エネルギーとしてのバイオマスの導入、こういうものを含めて県民の理解を深めて、この森林税の創設に向けて歩を進めていただくことを要望して質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 22番 奥野英介議員。

〔22番 奥野英介議員登壇・拍手〕

22番（奥野英介） 久しぶりの登壇です。

本来ですと先ほどの合併の続きをやるのがいいのかなとは思いますが、今日は質疑のほうに回らせていただきます。

議案第77号と78号についてでございます。

77号については、起債というのは普通、建設債とか臨時財政対策債とか退職手当債というのはよく発行されて聞くんですけど、この第3次補正で押される補正予算債というのは、私も行政に携わって十数年やっているんだけど、聞いたことがない起債の名前なんですけど、これは、総務省の指示で、こういう起債を発行せい、106億円の中の42億円は、三重県が起債を発行したら、これだけの補助金等々を渡すという、そういうための補正予算と聞いて解釈をしたらいいんでしょうか。また、この補正予算債は交付税の充当率が80%と聞くわけなんですけど、いま一度その辺の内容を聞かせていただきたいと思います。

総務部長（植田 隆） 補正予算債といいますのは、国の補正予算におきまして公共事業等が追加された場合、これに伴う地方負担に対する地方財政措置の一環として手当てされる地方債のことでございます。

一般的には、地方負担額に対する充当率も通常よりかさ上げされまして、元利償還金につきましても後年度の地方交付税の算定における基準財政需要額に算入されるなど、地方にとって財政的に有利な取り扱いがなされるものでございまして、総務省の財政課長の内簡という通知の中で取り扱われるものでございます。

今回の補正予算におきましては補正予算債といたしまして公共事業関係で42億1700万円を計上しておりまして、地方負担に対する充当率は100%ということで、地方のほうの持ち出しはないということでございます。それで、その償還金の80%を後年度の地方交付税におきます基準財政需要額に算入されるということになっております。

以上です。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

22番（奥野英介） 100%と言われて、後年度に地方交付税で80%されると

ということなんですけど、それはいつ幾日にされるんですか。後年度というのはどれぐらいの時間で後年度なんですか。

総務部長（植田 隆） 償還につきましては3年据え置き10年償還で、その1回目は10年ですけれども一応30年で償還するという形になっておりますもので、その30年償還するときに毎年度、例えば平成23年度の償還であれば平成24年度にとりあえずは据置期間の利息分だけを算入されるということになりまして、3年目以降が、元金と利子、それが合わせて償還金として、交付税の中で款、公債費というところで算入されることになっております。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

22番（奥野英介） 約108億7000万円の補正に対して、約25億1000万円が臨時特例交付金、25億円の補助金、公共事業費として11億8000万円などで、66億4000万円が今度国のほうから交付される。それに対して県債、要するに補正予算債は42億1700万円が発行される。通常、我々、108億って聞くと、今回の3次補正ですから当然108億もらえるのかな、国も災害対策事業ですからその辺までは来るのかなと思ったけれども、直轄事業云々ということ、ずっと今回のを見せていただくとそういうことになるんですけれども、結局42億の県債を発行するということは、県債残高1兆1000億円以上、今年は恐らく1兆2000億円ぐらいにはなっていくのかなと思います。これもまた、臨時対策債などと一緒に、県債残高が増加していく、増額していくということになっていく。総務部長がおっしゃられたけど、金の来るのは、地方交付税というのは枠の中で全国の自治体が分けてしまうということは、多分、県債を発行すればするほど県債残高は増えていって、交付税措置はなかなかあなたが思うようには戻ってこないというのが現状じゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

総務部長（植田 隆） 今般追加を行います公共事業につきましては、災害に強い社会基盤整備をはじめ、県民生活の安全・安心の確保に向けて緊急に取り組むべき必要性の高い事業でございます。

その財源措置として今回補正予算債が当たるということでございますが、

これに伴いまして国のほうからも国庫補助金が受けられますし、先ほど言いましたように有利な補正予算債を活用して、県としては通常よりも少ない財政負担で早期に防災に係る公共事業に着手できるということで、今回計上させていただきますところでございます。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

22番（奥野英介） 次の議案第78号とちょっと関連してくるんですけど、そのときまた聞くわけですけども、部長はそうおっしゃられるけど、やはりこれは国のこそく手段によって県財政が硬直化を起こすということになりかねんと私は思うんですよ。だから、今回はこれ以上言ったところでどうにもならないし、知事の言う県債残高が減るということも、恐らく、知事、こういうことをやっている、まずあなたが言う県債残高は減少方向に持っていくということは多分不可能ですので、もう県債残高をとめるぐらいにとめておいたほうがいいんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

知事、ちょっとだけ教えてください、時間がありませんので。

知事（鈴木英敬） 今回のビジョン、あるいは行財政改革取組の中でも掲げさせていただいておりますので、毎年の歳入歳出の中でバランスを見ながら、何とか達成できるように頑張っていきたいと思えます。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

22番（奥野英介） いつもの答弁でありがとうございます。頑張ってください。

それでは、次のほうへ、議案第78号の特別会計のほうに移らせていただきます。

先ほど総務部長がおっしゃった災害に強い社会基盤を進めるために、宮川流域下水道、宮川処理区に対して約5億円、一般会計では確かに災害に対しての事業であると思われれます。宮川流域は現在進行中であり、当然災害を考えながら事業が進行しているはずであり、なぜここで下水道なのか、海岸、山間地域への対策事業のほうに上乘せするほうがもっとも県内のためにはなるのではないかなと、そんなふうに思います。

その宮川流域の宮川処理区のどこに災害に強い社会基盤整備を進めるためと、その整合性はとれるんでしょうか。どこにこの5億円は投資をするんでしょうか。

県土整備部長（北川貴志） 流域下水道事業は、県の役割としましては処理場の整備と下水道の幹線となる太い管の整備があります。

今回、上げさせてもらっている分は、二見幹線といいまして二見町の茶屋とか三津地区へ行く幹線でございます。この地区はかつて、早く下水道整備というのが望まれていました。なぜかといいますと、旅館街であるとか、いろいろな密集市街地であるとかということで。それで、それが昭和の終わりのころ、それに対応して町のほうで暫定的な処理施設として、流域下水道の区域には入っていたんですが、早く処理せなあかんということで、暫定の施設をつくられたということで、それが平成5年に完成しておりまして、その後、阪神大震災がありまして耐震基準が改正されて、今の暫定の処理施設では耐震基準に合致していないということで、そこへ早く幹線道路を、もともと計画はあるんですが前倒しして伸ばして耐震の基準になっている宮川の処理場で処理しようということで、耐震対策ということで今回補正に上げさせていただいたということです。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

22番（奥野英介） 二見の今の御説明で、それは恐らく平成の初めぐらいに、まだ合併せん前に二見町がフレックスプランが何かでやられたところだと思うんですよ。だけど、今回わざわざ、今ここでなぜ出てくるのか。

さきに総務部長が説明した災害に強い社会基盤ですから、前からあれはできているわけなので、今わざわざそこへこの5億円のお金を持っていくよりも、ほかへもっと、今回紀州のほうは大変な災害を受けたわけですから、この特別会計のほうへ5億円も突っ込むぐらいなら、もっともって待っている地域があるわけなんですよ、県内には山間地域が。その辺へ回したほうが。

この下水道というのは、肅々と今からまだ平成二十数年までずっと続くわけなんですよ。そんな中で対応しておけばできるんですけど、わざわざこ

の5億を持ってきたというのは、たまたま今回の災害対策の中のメニューの中にこれでもいいぞというのが入っていたのでここへ入っただけのことで、もっとやっぱり中身を検討しながらやっていく必要があるのではないかなと思います。そういう意味で、もう少ないですけど、コメントがあればやってください。

県土整備部長（北川貴志） 国の補正予算につきましてはいろんな事業メニューがありますので、海岸等についても目いっぱい要望をさせていただいておるんですが、なかなか要望どおりにはついていないという現状もありまして、下水道についてもこういうメニューがあったので、前倒して施工することによって地域の皆様にとっても安心していただけるということで要望させていただいたものです。

〔22番 奥野英介議員登壇〕

22番（奥野英介） 余り納得いく説明ではないんですけど、下水道は粛々とやってください。だけど、やはり海岸とか山間部のほうの弱いところへもっともっと県内の強い社会基盤をつくっていただくことを希望して、私の質問は終わらせていただきます。

ありがとうございました。（拍手）

議長（山本教和） 10番 中西 勇議員。

〔10番 中西 勇議員登壇・拍手〕

10番（中西 勇） こんにちは。最後の質問ということで、もう皆さんお疲れのところなので本当にわずかにさせていただこうと思うんですが、ちょっと話が長くなってしまったら申しわけございませんが、時間内で終わるようにさせていただきますのでよろしくお願いします。10分ぐらいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、私、松阪市選出のみんなの党中西勇です。みんなの党といえば、皆さん御存じだと思いますが、増税の前にやるがあると、これはもうみんなの党の一丁目一番地でございますので、そういう点を踏まえて、今回の議案第79号、条例内容についてということで質疑させていただきます。

中身については森林税の検討委員会を設置するという条例でございますが、以前にも野呂県政の時代にこういう話があったということで、濱井議員のほうからも話がありました。そして、西場議員のほうからも、森林に対する考え方、大事な部分というのはしっかり聞かせていただいて、あえてここでさせていただくんですが、私はやっぱり、みんなの党の公認を受けておりますので、新たな税を今設けることではないという意味で反対させていただきたいなと、まだ税をするということではないですが、その前にやることもあるやろうと、そういう考え方でおります。

鈴木知事、これ、見ていただいたらわかるんですけど、（資料を示す）この中に森林づくりの税のことは一切書いてございません。これは当たり前かもわかりませんが、やることは当然県政の無駄をなくすことと、（資料を示す）知事のこの中にも書いてありますね。それと、議員定数や議員の報酬も削らないかと、それから、総人件費、2割削らないかと言ってみえるわけです。そういう中で、この税の検討をする前に、やはりそこに手をつけていただいてすれば、このやろうと言っている金額が幾らかわかりませんが、その分ぐらいはすぐ浮くと思うんですね。

ただ、この税を設けることで、県民皆さんに、やはり森林の大切さ、そういうことを認知するというか、わかっているのには非常にいいものだ、そのようには思います。ただ、税をここで設けるよりは、そういう話をできる、先ほども話が出ておりましたが、討論会を設けるとか、そういったことは絶対やるべきやと、そのように思います。

そこで、知事にちょっと質問をしたいんですが、今までの8カ月ぐらいの中でいろいろ知事の話の話を聞いている中で三重のブランドというような話がよく出てくるんですが、三重の木のブランドというのは一言も言われないうんですね、言われていたら申しわけないんですけども。私は建築業をやっていました。住宅を建てていました。だから、よくわかるんです。三重の木はすごくいいというのはすごくわかるんです。三重県内で木を使うこと、三重の木認証とかそういった部分をやってみえるのもすごくわかるんです。しかし、

ここで、なぜもっと県外へ知事言葉で三重の木を売り込まないのかなと、なぜPRしないのかなと、ということをやっと聞きたいので、その点、まずちょっと聞かせてください。

知事（鈴木英敬） 中西議員に私は、三重の木ブランドの話とか、あるいは、三重県でやっていただいている、全国に発信していただいているアカネ材の話とか、直接お話ししたことはないかもしれませんが、先般林業関係者の皆さんと開かせていただいた森林トーク、そういう場面においても三重の木のブランドの話もさせていただきましたし、お手元にあります政策集の中にも三重の木のことやアカネ材について利用の拡大を図るためにPRをするというふうに書かせていただいておりますので、しっかりとその御指摘を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

10番（中西 勇） 話しているということなので、もっとやってほしいわけです。もっと。

この三重では、尾鷲ヒノキという、ブランドといえばブランドだと思うんですが、日本で有数の、3本の指に入るような有数なヒノキがございます。そして、この三重県では、FSCという国際認証を受けているのが、日本全国で33ある中、八つあると聞いております。そういう意味も含めて本当に三重の木のいいところをどんどん出してほしいと思うんですね。そういうのを出していくのに、今、本当に台風も含めていろんな森林が荒れております。私も山は少しですけど持っておりますので、自分のところの山がどんな状態かわからんぐらい山へ行かない状態なんですね。だから、やっていかないと、すごくわかるんですけども、もっとやる前にすることがあるやろうと、そう思うので、その部分、知事はどうお考えが聞かせてほしいです。

知事（鈴木英敬） PRについてということだと思いますけれども、おっしゃられた、先ほど申し上げた森林トーク以外でも、先般、先月でしたか、伊勢のほうで、バドミントンの小椋久美子さんと一緒に森林に関係するトークの中でも三重の木のPRもさせていただきましたし、日ごろ私がつけている

この名札もF S Cの認証のものでありますし、あと、尾鷲ヒノキのことについても、なぜ尾鷲ヒノキがほかのヒノキよりも20%ぐらい強いのかということについて、先般、鳥羽で外国人プレスの皆さんを対象にやらせていただいた説明会みたいなものの中でも、雨が多いからということから解きほぐして、尾鷲ヒノキの魅力についても説明をさせていただきました。

確かにまだまだ足りない部分もあると思いますので、これからも積極的にPRを進めていきたいと思います。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

10番(中西 勇) 税の検討という意味で、もし決まれば税を上げるという意味で、なぜここでこの森林税なのかということなんですね。もっとほかにやるべきことがあるのではないかと、そちらをしっかりと出していただきたいということなんですね。

知事(鈴木英敬) 中西議員がおっしゃるとおり、厳しい財政状況です。ですので、この森林の関係の導入の是非を含めて今回議論するわけですが、この議論のいかに問わず、やはり歳出削減などについてはしっかりと取り組んでいきたいというふうに思っておりますし、それはもうやらなければならないことだと強く認識をしております。

〔10番 中西 勇議員登壇〕

10番(中西 勇) ありがとうございます。

僕はみんなの党ということで、新たな増税になるようなことを今すぐしなくてもいいと、そういう意見ですので、その件はそういうことで、個人的に、最後に思うんですが、この検討委員会を設置するという、僕は全然、その部分では反対ではないですね。そう考えると、その税を検討するというのではなくて、本当に森林づくりをみんなで考えていかないかという意味合いでいけば、そういう検討委員会をつくるというのならすごく賛成なんですね。ここで本当に言うことがどうかというのはあるんですけども、私の個人的なことなんですが、この議会の中、議員の中でもこういう特別委員会的なようなものをつくっていったら、本当に森林に対してやるべきことは何なんだと

いうことを今考えるべきなのかなというふうに思います。

そういうことで質疑をさせていただきましたが、ぜひ、森林はすごく大切で、災害を防ぐのにも大切ですし、治水や、当然水とかそういった部分に関しても森林がきちんと機能していないとだめだと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

税に対しては反対ですので、よろしくお願ひします。

これで私の質問を終わさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

議長(山本教和) 以上で、議案第77号から議案第79号までに關する質疑を終了いたします。

議 案 付 託

議長(山本教和) お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第77号から議案第79号までは、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本教和) 御異議なしと認めます。よって、本件はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

議 案 付 託 表

生活文化環境森林常任委員会

議案番号	件 名
79	森林づくりに關する税検討委員会条例案

予算決算常任委員会

議案番号	件名
77	平成23年度三重県一般会計補正予算(第10号)
78	平成23年度三重県流域下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議長(山本教和) これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

議長(山本教和) お諮りいたします。明6日から19日までは委員会の付託議案審査等のため休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長(山本教和) 御異議なしと認め、明6日から19日までは委員会の付託議案審査等のため休会とすることに決定いたしました。

12月20日は、定刻より本会議を開きます。

散 会

議長(山本教和) 本日はこれをもって散会いたします。

午後4時18分散会